
令和7年度
施策マネジメント診断結果

講 評（案）

大野城市公共サービス改革委員会

目 次

1	施策マネジメント診断について	1
(1)	施策マネジメント診断の目的	1
(2)	診断の視点	1
(3)	診断の実施体制	2
(4)	診断対象	3
(5)	診断スケジュール	3
(6)	診断結果の記載内容	5
2	施策マネジメント診断の診断結果	6
(1)	取組：生活の困りごとを助ける事業	6
(2)	取組：窓口のデジタル化の推進	18
(3)	取組：市民に便利な窓口サービスの提供	20
(4)	取組：市民に寄り添った健康サポート	22
(5)	取組：適正な医療保険の運営	25
(6)	取組：誰もが安心して日常生活を送ることができる	27
(7)	取組：農業の振興	31
(8)	取組：商工業の振興	35
3	令和7年度施策マネジメント診断全体に関する指摘事項と令和8年度に向けた改善点	38

1 施策マネジメント診断について

(1) 施策マネジメント診断の目的

本市では、公共サービスの質の向上と行政経営の最適化を図るため、市の取組を複数の視点から、評価・診断する「大野城市公共サービスDOCK事業」を実施しています。施策マネジメント診断は、「大野城市公共サービスDOCK事業」で実施する診断等のうちの一つです。

第六期公共サービスDOCK事業では、第五期の「上位施策の目的達成に対し、効果的な事務事業となっているか」という施策マネジメントの基本的な考え方は残しながら、全庁的な事業再整理（事務事業の廃止やリニューアル）につながるよう、「事務事業」に対する診断により力を入れて実施しました。

【診断の目的】

- ・ 総合計画後期基本計画の着実な推進
- ・ 全庁的な事業再整理（廃止やリニューアル）の推進

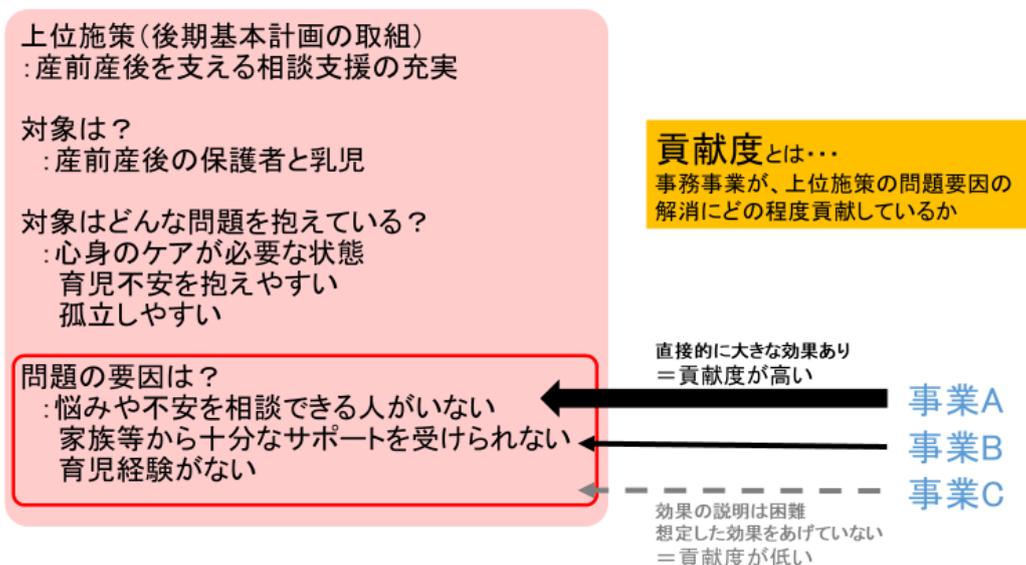
(2) 診断の視点

事務事業に対し、「上位施策（後期基本計画の取組）への貢献度」と「コストパフォーマンス」の2つの視点から診断を行いました。

① 「上位施策（後期基本計画の取組）への貢献度」の考え方

上位施策（後期基本計画の取組）の対象が抱える問題とその要因について分析を行った上で、事務事業が問題要因の解消に貢献しているかどうかを評価しました。

【貢献度の考え方（例）】



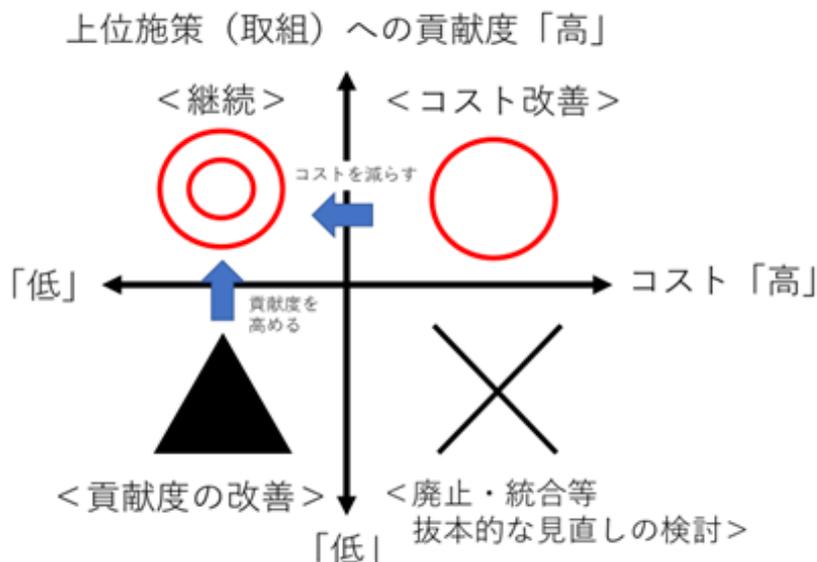
② 「コストパフォーマンス」の考え方

事務事業の活動指標や成果指標の一単位当たりのコストを算出し、コストパフォーマンスを評価しました。一単位当たりのコストのみでは読み取れない実情や不明点については、質疑通告書やヒアリングで確認した上で評価を行いました。

③ 二つの視点を軸にした診断

二つの視点を軸にした診断のイメージは以下の図のとおりです。

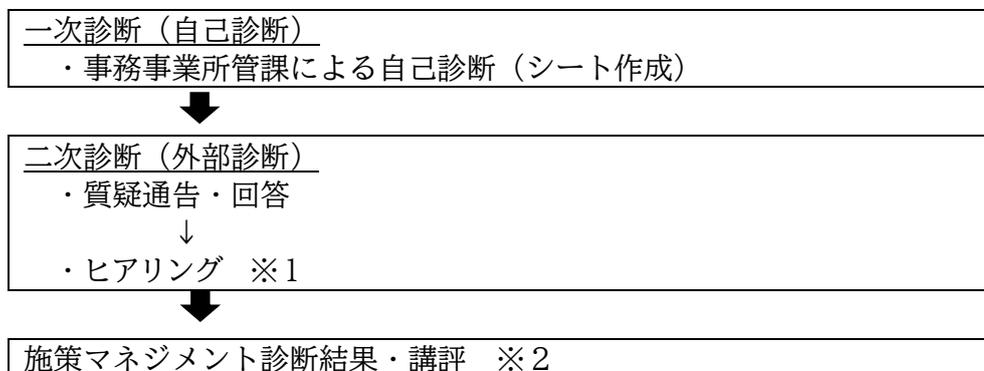
【イメージ図】



(3) 診断の実施体制

事務事業所管課による一次診断（自己診断）と、公共サービス改革委員会による二次診断（外部診断）を実施しました。

【診断の進め方】



※1 市関係団体からの推薦を受けた委員（6名）、公共サービス改革委員会委員（8名）、市職員（4名）で構成する「施策マネジメント診断部会」によるヒアリングを実施しました。

※2 公共サービス改革委員会から、施策マネジメント診断結果・講評を提出します。

【施策マネジメント診断部会】

公共サービス改革委員会委員	8名	有識者6名、市民委員2名
団体推薦委員	6名	大野城市区長会
		大野城市商工会
		大野城市民生委員・児童委員会連合協議会
		大野城市国際交流協会
		大野城市食生活改善推進会
大野城共生ネットワーク		
市職員	4名	総合政策部長、経営戦略課長、デジタル推進課長、財政課長
合計	18名	

(4) 診断対象

一次診断（自己診断）は、義務的な事業を除いた全ての事務事業を対象としました。

※新規事業（今年度から開始する事業）は除く

二次診断（外部診断）は、診断対象事務事業を選定した上で、後期基本計画に掲げる取組ごとに診断を行いました。

【義務的な事務事業】

- 法定受託事務
- 公共施設の維持管理・補修
- 総合計画・個別計画の策定・中間見直し
- 基金積立金、市債償還金、特別会計繰出金、各種利子、組合分担金、災害見舞金等
- 人件費、議員報酬等
- その他（法令により実施が義務付けられているもの）等
- 扶助費の給付
- 土木施設の整備

(5) 診断スケジュール

- 5月中旬～6月下旬 一次診断実施
- 7月中旬 施策マネジメント診断部会（事前説明会）
- 8月上旬～8月中旬 質疑通告
- 8月中旬～8月下旬 質疑通告回答
- 8月下旬 二次診断ヒアリング
- 11月上旬 施策マネジメント診断部会（部会案審議）
- 12月中旬 公共サービス改革委員会における審議
- 1月上旬 施策マネジメント診断結果市長報告

【二次診断ヒアリングの日程】

日程	後期基本計画の「取組」	診断対象事務事業	事務事業所管課
8月27日 (水) 13:00～ 16:00	生活の困りごとを助ける事業	1 在宅高齢者福祉サービス事業（一般会計）	すこやか長寿課
		2 在宅高齢者福祉サービス事業（介護保険特別会計）	
		3 高齢者等不燃ごみ等戸別収集事業	
		4 緊急まどかコール事業	
		5 あんしんまどか(高齢者ICT見守り)事業	
		6 ここだよまどか(高齢者等搜索位置検索)事業	
		7 みつけてまどか(高齢者搜索身元確認)事業	
		8 訪問型サービスB(生活援助)事業	
		9 訪問型サービスD(移動支援)事業	
8月28日 (木) 13:00～ 17:00	窓口のデジタル化の推進	10 窓口デジタル化事業	総合窓口センター
		11 キャッシュレス券売機運用事業	地域行政センター統括課
		12 キャッシュレス対応機器運用事業	
	市民に便利な窓口サービスの提供	13 まどかフロア・まどかフロア出張所窓口運営事業	総合窓口センター (地域行政センター統括課)
		14 総合窓口運営事業	総合窓口センター
	市民に寄り添った健康サポート	15 介護予防教室(まどかスクール)開催事業	すこやか長寿課
		16 一般介護予防事業	
		17 地域リハビリテーション活動支援事業	
	18 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	健康課	
適正な医療保険制度の運営	19 後期高齢者はり・きゅう助成事業	国保年金課	
8月29日 (金) 13:00～ 17:00	誰もが安心して日常生活を送ることができる	20 緊急時セーフティネット構築事業	福祉サービス課
		21 医療的ケア児・者日常生活支援事業	生活支援課
		22 面接相談員設置事業	
	農業の振興	23 生活保護世帯空気調和機器稼働費支援事業	循環型社会推進課
		24 都市型近郊農業振興支援事業	産業振興課
		25 市民農園設置運営事業	
	26 仲畑農園維持運営事業		
	27 中小企業支援事業		
	28 商工業振興支援事業		
商工業の振興	29 プレミアム付商品券発行支援事業		

2 施策マネジメント診断の診断結果

(1) 取組：生活の困りごとを助ける事業

ライフステージ	高齢期	方針	3 高齢者が安心して暮らせる環境を整える
取組	2 生活の困りごとを助ける事業		
所管課担当名	すこやか長寿課 長寿支援担当		
取組への講評			
<p>・高齢化の進展に伴い、生活機能の低下が進むことで生活の困りごとに対する支援のニーズが特に高まる 75 歳以上の後期高齢者の人口は増加を続けており、令和 6（2024）年の 12,643 人から令和 17（2035）年は 15,792 人へと 24.9%（約 3,150 人）の増加が推計されている。また、要介護認定者も、令和 6（2024）年の 4,006 人から令和 22（2040）年は 6,538 人へと 63.2%（約 2,530 人）の増加が推計されている（在宅・施設入所を合わせた数。取組の対象である在宅のみの要介護認定者数は不明。）。さらに、取組の対象である独居高齢者世帯数や高齢者のみの世帯数も、増加傾向が続く見込みである。</p> <p>・この様に、将来に向けて取組の対象者の増加が続く状況にあり、取組配下の各事業を現状のまま継続することは、右肩上がりでもフルコストが増加することにつながり、経営資源（職員、財源）に限られる中で、持続可能な取組とは言えない。よって、方針「高齢者が安心して暮らせる環境を整える」の目指す姿「自助、互助、共助、公助の力を最大限活用し、高齢者が自立した日常生活を営むことができる環境づくりが進められている」を実現するために、様々な生活の困りごとに対し、高齢者の自立した日常生活のために改善・解消すべき優先度を分析・検証し、取組全体として費用対効果の高い事業で構成する必要がある。具体的には、自立した日常生活のために優先的に改善・解消する必要性の高い「生活の困りごと」の種類別に同種の目的を有する類似事業の整理を行った上で、費用対効果の検証とその改善方策の検討・実施、優先度の高い事業への集中などを推進する必要がある。</p> <p>・現在、取組として実施している各事業が改善・解消を目的としている主たる生活の困りごとは、概ね以下の種類に分類できる。</p> <p>【取組が対象とする生活上の主な問題】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 急病等の緊急事態による生命の危機 ② 火災発生による生命の危機 ③ 一時的な自宅での生活困難による生命の危機 ④ 高齢者を中心とする認知症による行方不明者の生命の危機 ⑤ 生活・衛生環境の悪化による健康への悪影響 ⑥ 在宅介護を行っている家族の経済的負担による在宅介護の継続困難 <p>・上記生活上の主な問題のうち、取組全体として費用対効果の向上のため、特に以下に関する改善・見直しが重要と考える。</p> <p>【取組全体としての費用対効果の向上のための主な事業の見直し】</p> <p>① 「急病等の緊急事態による生命の危機」を回避するための事業について</p> <p>・「在宅高齢者福祉サービス事業（一般会計）」のうちのⅠ「福祉電話設置運営事業」、Ⅱ「緊急まどかコール事業」、Ⅲ「あんしんまどか（高齢者 ICT 見守り）事業」が該当する。いずれの事業も安否確認のための通話・連絡手段の確保は共通するが、Ⅰ・固定電話による通話のみ、Ⅱ・固定電話回線を利用した緊急通報とその後の救急車の出動要請やヘルパー・看護師の派遣対応、Ⅲ・携帯電話回線を利用した人感センサーによる安否確認及び緊急通報と救急車の出動要請や警備会社の出動による対応と、仕組みや連絡・通報等後の対応の詳細が異なっている。</p> <p>・その結果、事業実施に必要な職員の業務量・業務負荷を中心に非効率となっていることが</p>			

ら、同一目的の複数の事業全体でより効果的・効率的な事業・仕組みとする必要がある。具体的には、携帯通信回線を利用した見守り・緊急通報の仕組みに統合すると共に、緊急通報後の対応を救急車の出動、警備会社の出動、ヘルパー・看護師の出動の全てに対応するサービスに統合する見直しが必要である。

② 「火災発生による生命の危機」を回避するための事業について

・在宅高齢者福祉サービス事業（一般会計）のうち高齢者日常生活用具給付事業として、日常生活用具（火災報知器・自動消火器・電磁調理器）を給付しているが、平成 27 年度以降、申請がない（需要がない）状況が続いていることから、廃止が望ましい。

④ 「高齢者を中心とする認知症による行方不明者の生命の危機」を回避するための事業について

・認知症による徘徊行動で行方不明となった高齢者等の居場所を早期に発見し安全を確保するため、「ここだよまどか（高齢者等捜索位置検索）事業」と「みつけてまどか（高齢者捜索身元確認）事業」の 2 事業が実施されているが、現時点では費用対効果や有効性の視点から選択・集中することが望ましい。

⑤ 生活・衛生環境の悪化による健康への悪影響

・「在宅高齢者福祉サービス事業（一般会計）」のうちのⅠ「軽度生活支援事業」、Ⅱ「高齢者等不燃ごみ等戸別収集事業」、Ⅲ「訪問型サービス B（生活援助）事業」の 3 事業が実施されている。

・このうち、Ⅰ「軽度生活支援事業」とⅢ「訪問型サービス B（生活援助）事業」は、在宅者に対して訪問型の生活支援で、具体的な目的は共通する。具体的な対象は、Ⅰの対象は「おおむね 65 歳以上の独居または高齢者のみ世帯で日常生活上市の支援を必要とする人（介護保険サービスに該当しない隙間のサービス）」で、Ⅲの対象は「要支援認定 1・2 の人、基本チェックリスト該当者で日常生活支援を必要とする人（介護保険サービスの介護予防・日常生活支援サービス）」と異なる。事業の概要は、食事・食材確保や家の清掃・ごみ出しなど訪問型の生活支援で、利用者負担が 1 時間当たり 100 円、実施手段がシルバー人材センターの会員が担うなど同一である。よってⅠとⅢの主な違いは、実施根拠・制度（Ⅰは一般財源による介護保険以外の高齢者の在宅生活支援サービス、Ⅲは介護保険特別会計による介護保険サービスとして介護予防・日常生活支援サービス）と、対象者の要件（Ⅰはおおむね 65 歳以上の独居または高齢者のみ世帯で日常生活上、市の支援を必要とし、かつⅢの要件に該当しない人、Ⅲは要支援認定 1・2 の人または基本チェックリスト該当者で日常生活支援を必要とする人）である。この様にⅠとⅢは、実施根拠・制度とそれに伴う対象要件が異なるだけで、それ以外はほぼ同じ内容の事業である。

・一方、介護保険サービスの対象とならないⅠは本来、対象者自らがシルバー人材センター等を利用して解決すべき問題であり、市がサービスとして実施する必要性は低いと考える。実態として、サービス利用者本人の問題だけでなく、長期間清掃やごみ出しを行わずごみ屋敷となることで周辺の生活環境が悪化する問題を解決するために、市がサービスとして実施しているようなケースが見受けられる。Ⅰのうち元気な高齢者に関する清掃・ごみ出しに起因する生活衛生や健康に関する問題は、一般世帯におけるごみ屋敷問題と同様の対応が基本であり、食事・食材確保や家の清掃・ごみ出しなど訪問型の生活支援の対象の判断は、Ⅲと同様に介護保険サービスの対象の判定基準（要支援認定 1・2、または基本チェックリスト該当者）が基本と考える。よって、ⅠはⅢに統合すべきと考える。

・また、将来の後期高齢者と高齢者のみの世帯の増加に伴う需要の増加を踏まえ、持続可能な取組とするために、全事業に関して以下に示す基準で利用者負担の見直しが必要と考える。

【将来の需要増を前提とした持続可能な取組とするための利用者負担の見直し】

・取組として実施している各事業のほとんどは、希望する対象者に対してサービス等を給付するものである。一方、今回診断対象となった事業の利用者負担は、世帯や本人の所得水準に関わらず同一に低廉な金額としている場合が多く、その結果、市が負担する支出がより多くなっている。

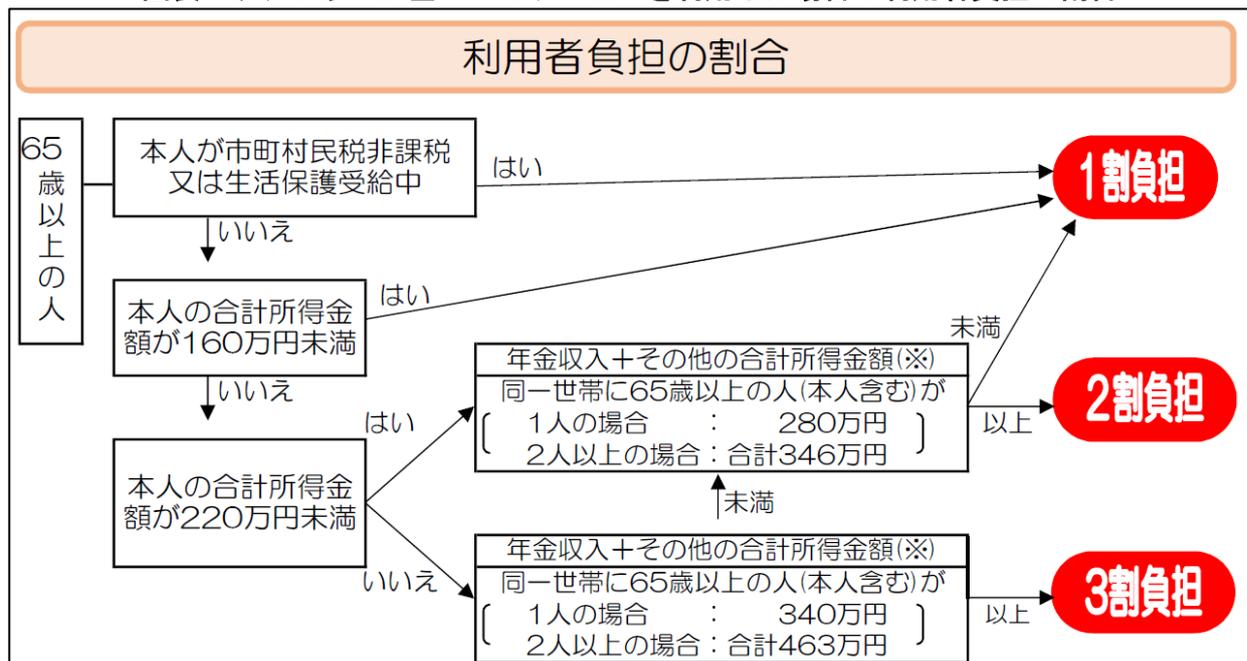
・持続可能な取組とする視点や費用対効果の高い取組・事業とする視点から、利用者負担に差をつける必要がある。もし、現在から課税世帯に対して利用者負担の増額等の見直しを行わず、将来のいずれかの時点で、利用者増等から課税世帯に対する利用者負担の増額や利用対象該当する制度変更を行うことになれば、現在の高齢者利用者と将来の高齢者利用者との間でサービス格差が発生すること（将来の高齢者に不利益が発生すること）を十分に理解した上で、適切な検討・見直しを求める。

○利用者負担の見直し基準

・現在、要介護・要支援認定を受け、ケアプランに基づいて介護保険サービスを利用した場合、かかった費用の1割（一定以上の所得のある者は2割又は3割）を利用者が介護サービス事業者に支払う制度となっている（下記図表参照）。

・現状は、ケアプランに基づかないサービスを利用した場合、特に一定以上の所得のある者はケアプランを利用した場合よりも、1/2または1/3の相当低廉な利用者負担に留まっている。今後は、ケアプランに基づいてサービスを利用した場合と同水準の利用者負担に見直す必要がある。

図表 ケアプランに基づいてサービスを利用した場合の利用者負担の割合



出典：すこやか・介護保険のてびき（令和7年8月1日版）/大野城市介護支援課

事業1 在宅高齢者福祉サービス事業（一般会計）

事務事業への講評		
視点別評価	貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を構成する5つの細事業のうち、<u>2つは直接効果を上げているが、3つは波及的・限定的な効果に留まる。</u>
	コストパフォーマンス	<ul style="list-style-type: none"> ・5つの細事業のうち3つは波及的・限定的な効果に留まる中で職員業務量は令和6年度 295 時間（うち正規 291 時間）が投じられていること、2つについては利用者負担が低いことから、<u>改善が必要。</u>
診断結果	<p>○貢献度・コストパフォーマンスの両面から、<u>事業見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・5つの細事業のうち、他の類似事業との重複や需要が極めて小さい3つは波及的・限定的な効果に留まっており、廃止・他事業との統合が必要である。 ・上記廃止・他事業との統合を実施することで、コストパフォーマンスの問題が改善できる見込みである。もし、廃止・他事業との統合を行わない場合は、少なくとも軽度生活支援事業と高齢者日常生活用具給付事業について、利用者負担の見直しによりコストパフォーマンスの改善が必要である。 	
改善目標年次	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度に検討・調整・制度設計等を行い、令和8年度から順次、事業見直しの上、実施できるよう取り組むこと。 	
<p>・本事業は、介護保険サービスの対象とならない高齢者に対して、5つの細事業（Ⅰ 福祉電話設置運営事業、Ⅱ 高齢者短期入所（ショートステイ）事業、Ⅲ 軽度生活支援事業、Ⅳ 高齢者日常生活用具給付事業、Ⅴ 在宅ねたきり高齢者等介護手当給付事業）を実施している。これらのうち、Ⅰ・Ⅲ・Ⅳは独居高齢者等が自宅で自立した生活を継続するため、Ⅱ・Ⅴは介護者の負担軽減のため、Ⅱは家族からの虐待（DVを含む）をはじめ様々な理由により一時的に自宅での生活が困難になった高齢者の居場所確保のために実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この様に複数の目的・狙いで実施されている各事業の診断結果は、以下の通りである。 <p>Ⅰ 福祉電話設置運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的は、安否確認や日常の連絡を行う必要がある電話のない高齢者に、固定電話を設置することで電話連絡手段を確保するとともに、急病等の緊急事態による生命の危機を回避するものである。本事業は通話手段のみを確保する内容で、新規利用者が令和5年度2名、令和6年度0名と低迷し、既存利用者も令和5・6年度5名と非常に少なく需要がほぼ無い状況である。また、急病等の緊急事態による生命の危機を回避するための事業として、本取組として他に「緊急まどかコール事業」、「あんしんまどか（高齢者ICT見守り）事業」を実施している。これら3事業は、事業の目的・対象が重複する中、事業の手段・内容が異なることで、3事業を総合すると効果的・効率的な事業となっていない。 ・「緊急まどかコール事業」は固定電話回線を利用するが、「あんしんまどか（高齢者ICT見守り）事業」は携帯電話回線を利用するもので、本事業を含めた3事業を全て携帯電話回線利用による「あんしんまどか（高齢者ICT見守り）事業」に集約統合する。その上で、「携帯電話回線を利用した安否確認や日常連絡のための通話サービスの確保」、「携帯電話回線を利用した緊急通報手段の確保と必要なサービスの提供」、「携帯電話回線を利用した人感センサーによる安否確認と必要なサービスの提供」の3つの選択的サービスの一つとして提供することが望ましい。 <p>Ⅱ 高齢者短期入所（ショートステイ）事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族からの虐待（DVを含む）等により一時的に自宅での生活が困難になった高齢者の安全な生活を確保するための事業であり、取組の推進に対して直接効果を上げていることから、現在の事業内容を継続することが望ましい。 		

Ⅲ 軽度生活支援事業

・本事業の対象は「おおむね 65 歳以上の独居または高齢者のみ世帯で日常生活上市の支援を必要とする人（介護保険サービスに該当しない隙間のサービス）」で、支援内容は食事・食材確保や家の清掃・ごみ出しなど訪問型の生活支援で、利用者負担が 1 時間当たり 100 円、実施手段がシルバー人材センターの会員が担うこととなっている。本取組として別途実施している類似事業「訪問型サービス B（生活援助）事業」は、介護保険サービスの介護予防・日常生活支援サービスとして実施しており、対象が「要支援認定 1・2 の人、基本チェックリスト該当者で日常生活支援を必要とする人」で本事業とは異なるが、支援内容は本事業と基本的に同じである。

・本事業は、令和 5 年度と令和 6 年度の利用者が共に 2 名（うち新規 1 名）で、需要が非常に少ないこと、介護保険サービスの介護予防・日常生活支援サービスとして実施している「訪問型サービス B（生活援助）事業」の対象「要支援認定 1・2 の人、基本チェックリスト該当者で日常生活支援を必要とする人」以外のおおむね 65 歳以上の独居または高齢者のみ世帯の高齢者が対象であり支援の必要性が低い（市の支援の必要性は基本チェックリストで判断可能であり、そこから漏れた高齢者を支援する必要性は相当低いと考える）ことから、「訪問型サービス B（生活援助）事業」への統合が望ましい。

Ⅳ 高齢者日常生活用具給付事業

・本事業は、おおむね 65 歳以上の独居または高齢者のみの世帯で、虚弱により日常生活用具の給付を必要とする人に対して、日常生活用具（火災報知器・自動消火器・電磁調理器）を給付しており、火災発生による生命の危機を回避するために実施している。

・しかし、平成 27 年度以降申請がないこと、春日・大野城・那珂川消防組合消防本部管内の住宅用火災警報器の設置率は令和 7 年 6 月 1 日時点 83% で全国平均 84.9%、福岡県平均 84.4% とほぼ同水準であること、消防法による平成 18(2011)年 5 月 31 日までの全ての住宅への火災警報器の設置義務化から 14 年経過していることから、本事業は既に役割を終えたものと考え、取組推進への貢献が期待できないので廃止する必要がある。

Ⅴ 在宅ねたきり高齢者等介護手当給付事業

・要介護 4 又は要介護 5 の認定を受けている等の寝たきり高齢者等を居宅で常時介護している家族等に、介護手当を支給するもので、市民税所得割非課税世帯を要件としている。

・本事業の類似事業として、在宅高齢者福祉サービス事業（介護保険特別会計）のうち、「在宅ねたきり高齢者等介護手当給付事業」が該当する。両事業の違いは、本事業は他の介護保険サービスを受けている場合、類似事業は他の介護保険サービスを受けていない場合であり、それ以外は同様の内容である（介護保険サービスを受けている場合であっても、受けていない場合であっても、どちらかの事業で同様の手当の給付を受けることが可能）。

・寝たきり高齢者等を在宅で介護することは、家族等の介護者の経済的負担が大きいため、本事業は在宅介護を継続することに直接効果を上げている。また、本事業が無い場合は、経済的負担の大きさから、在宅介護から施設介護（施設サービス）に移行する可能性が高まり、結果的に介護保険特別会計からの支出の増大に繋がることから、コストパフォーマンスは問題ない。

・以上より、現在の事業内容を継続することが望ましい。

事業2 在宅高齢者福祉サービス事業（介護保険特別会計）

事務事業への講評		
視点別評価	貢献度	・事業を構成する3つの細事業の全てが <u>直接効果</u> を上げている。
	コストパフォーマンス	・3つの細事業のうち配食サービス事業は、世帯や本人の所得水準に関わらず同一の利用者負担であることから、 <u>改善が必要</u> 。
診断結果	<p>○コストパフォーマンスの面から、配食サービス事業は<u>事業見直し</u></p> <p>・3つの細事業の全てが取組の推進に対して直接効果を上げているので、上位施策に対する貢献度は高い。</p> <p>・配食サービス事業について、所得水準に応じた利用者負担の見直しによりコストパフォーマンスの改善が必要である。</p>	
改善目標年次	<p>・令和7年度に検討・調整・制度設計等を行い、令和8年度から事業見直しの上実施できるよう取り組むこと。</p>	
<p>・本事業は、介護保険特別会計を財源とし、要介護・要支援認定者を中心に、配食サービス事業は介護認定を受けていない者も含めた高齢者を対象に、3つの細事業Ⅰ 介護用品給付サービス事業（紙おむつ）、Ⅱ 配食サービス事業、Ⅲ 在宅ねたきり高齢者等介護手当給付事業を実施している。これらのうち、Ⅰ・Ⅲは介護者の負担軽減のため、Ⅱは独居高齢者等が自宅で自立した生活を継続するために実施している。</p> <p>・この様に複数の目的・狙いで実施されている各事業の診断結果は、以下の通りである。</p> <p>Ⅰ 介護用品給付サービス事業（紙おむつ）</p> <p>・事業の目的は、常時失禁状態である要援護高齢者を対象に介護用品（紙おむつ）を給付することで、家族等の介護者の経済的負担の軽減を図り、要援護高齢者が在宅で安心して暮らせる環境の整備に貢献しており、今後の要援護高齢者の増加を注視ながら現在の事業内容を継続することが望ましい。</p> <p>Ⅱ 配食サービス事業</p> <p>・自宅への訪問調査により支援の必要性が認められた食事の調理・調達が困難な高齢者を対象に、弁当を365日配達することで、健康的な食生活を支援するものであり、要援護高齢者が在宅で安心して暮らせる環境の整備に貢献しており、今後も継続することが望ましい。</p> <p>・一方、世帯や本人の所得に関わらず利用者負担が1食450円に設定されているが、民間配食サービスが普及している状況下で、食材・燃料費・人件費の高騰に伴う配食委託料単価の上昇（1食当たり令和5年度255円、令和6年度305円、令和7年度465円）や今後の高齢者人口の増加に伴う利用者数の増加を踏まえ、持続可能な事業とする必要がある。そのためには、世帯や本人の所得が一定額以上の場合、実費相当額（市から委託事業者への1食当たりの委託単価）に本事業の実施にかかる1食当たりの職員人件費を合計したフルコスト相当額を前提に、検討・設定することが望ましい。</p> <p>・なお、年末年始を含めた365日の配食を委託事業の仕様としていることで、提供可能な事業者が限定され、委託料単価の上昇要因の一つとなっている状況から、仕様変更による委託事業者選定の競争性の確保・向上を図る必要がある。具体的には、配食事業者や年末年始の期間を、冷凍のお弁当の事前配達など別の委託事業とする方法が想定されるが、既存の配食事業者以外に、コープ、コンビニエンスストア、大手スーパーなど幅広い事業者を対象にサウンディング調査を実施し、全体としての委託料の抑制方策を検討することが望ましい。</p> <p>Ⅲ 在宅ねたきり高齢者等介護手当給付事業</p> <p>・要介護4又は要介護5の認定を受けている等の寝たきり高齢者等を居宅で常時介護している家族等に、介護手当を支給するもので、市民税所得割非課税世帯を要件としている。</p>		

- ・本事業の類似事業として、在宅高齢者福祉サービス事業（一般会計）のうち、「在宅ねたきり高齢者等介護手当給付事業」が該当する。両事業の違いは、本事業は他の介護保険サービスを受けていない場合、類似事業は他の介護保険サービスを受けている場合であり、それ以外は同様の内容である（介護保険サービスを受けている場合であっても、を受けていない場合であっても、どちらかの事業で同様の手当の給付を受けることが可能）。
- ・寝たきり高齢者等を在宅で介護することは、家族等の介護者の経済的負担が大きいため、本事業は在宅介護を継続することに直接効果を上げている。また、本事業が無い場合は、経済的負担の大きさから、在宅介護から施設介護（施設サービス）に移行する可能性が高まり、結果的に介護保険特別会計からの支出の増大に繋がることから、コストパフォーマンスは問題ない。
- ・以上より、現在の事業内容を継続することが望ましい。

事業3 高齢者等不燃ごみ等戸別収集事業

事務事業への講評					
視 点 別 評 価	<table border="1"> <tr> <td>貢献度</td> <td>・一戸建て住宅に住み、区で決められた場所まで不燃ごみ等を持ち出せない高齢者の生活衛生の悪化防止に、<u>直接効果を上げている。</u></td> </tr> <tr> <td>コストパフォーマンス</td> <td>・一戸1回当たりの収集に係る費用が1.2~1.9千円と高額である。委託事業の仕様を見直すなど、<u>改善が必要。</u></td> </tr> </table>	貢献度	・一戸建て住宅に住み、区で決められた場所まで不燃ごみ等を持ち出せない高齢者の生活衛生の悪化防止に、 <u>直接効果を上げている。</u>	コストパフォーマンス	・一戸1回当たりの収集に係る費用が1.2~1.9千円と高額である。委託事業の仕様を見直すなど、 <u>改善が必要。</u>
貢献度	・一戸建て住宅に住み、区で決められた場所まで不燃ごみ等を持ち出せない高齢者の生活衛生の悪化防止に、 <u>直接効果を上げている。</u>				
コストパフォーマンス	・一戸1回当たりの収集に係る費用が1.2~1.9千円と高額である。委託事業の仕様を見直すなど、 <u>改善が必要。</u>				
診 断 結 果	○コストパフォーマンスの面から、 <u>事業見直し</u> ・高齢者の環境衛生の悪化防止に直接効果を上げているが、一戸1回当たりの収集に係るコストが高額であり、総合して費用対効果が悪い状態と判断する。				
改 善 目 標 年 次	・令和7年度に高齢者に対する他の生活支援サービス事業との比較検証や、本事業の需要量やサービス供給量及び適切なサービス実施頻度等の検討を行い、令和8年度に本事業の見直し策を検討・決定の上、遅くとも令和9年度当初から実施できるよう取り組むこと。				
<p>・一戸建て住宅に住む高齢者等にとって、自宅前にごみ出しできる燃えるごみと異なり、区で決められた持ち出し場所まで搬出しなければならない不燃ごみ等が家の中にたまることを防止する本事業は、高齢者等の生活衛生の悪化防止に一定程度、直接効果を上げている。しかし、不燃ごみ等は多頻度で搬出しなくても生活衛生の悪化は、生ごみを含む燃えるごみより軽微である。</p> <p>・本事業に類似する事業として、在宅高齢者福祉サービス事業（一般会計）の一つである軽度生活支援事業は、委託基準額1時間当たり1,200円から利用者の1時間当たりの自己負担額100円を引いた1,100円が市から委託事業者（大野城市シルバー人材センター）に支払われている。一方、本事業は利用者の自己負担額がない。また、一戸1回当たりの収集に係る費用が令和5年度で約1,900円、令和6年度で約1,200円（フルコスト（委託料+職員人件費）÷延べ収集回数）となっており割高である。</p> <p>・以上の通り、上位施策に対して直接効果を上げているが、生活衛生の悪化防止の観点からは月1回で十分であること、軽度生活支援事業を利用することで不燃ごみ等を区で決められた場所まで搬出可能であること、一戸1回当たりの収集に係る費用を踏まえると本事業ではなく軽度生活支援事業で対応した方がコストパフォーマンスに優れることなどから、コスト削減が必要と考える（本事業の受託事業者が収集した不燃ごみ等を春日大野城リサイクルプラザまで輸送していることを踏まえても）。その際、令和7年度の委託事業の仕様が令和6年度と比較して数量を減らしていること（令和6年度：月2回収集×車両3台分、令和7年度：月2回収集×車両2台分）を踏まえて、需要量とサービス供給量（収集頻度）を精査し、委託事業の仕様見直しと委託料の削減に取り組むことが望ましい。また、軽度生活支援事業など他の事業に統</p>					

合することも選択肢の一つと考える。

・なお、本事業は「独居高齢者の見守り」を兼ねるとの所管部署からの説明があったが、他に複数の独居高齢者の見守りを目的とする事業があることから、それら同種目的の事業との重複を整理の上、真に見守りの必要性の高い独居高齢者は同種目的の他の事業の利用を促進することが望ましい。

事業4 緊急まどかコール事業

事務事業への講評			
視点別評価	貢献度	・本事業を利用する健康リスクの高い独居高齢者の緊急時に生命を守る手段であり、 <u>直接効果</u> を上げている。	
	コストパフォーマンス	・類似事業と比較すると利用者1人当たりのコストが割高であり、 <u>改善が必要</u> 。	
診断結果	○コストパフォーマンスの面から、 <u>事業見直し</u> ・独居高齢者を中心とする見守りの必要性が高い高齢者に対して、本事業を含めた類似事業として3事業を実施しているが、事業の目的・内容の重複や事業実施に係る職員の業務量などで非効率が発生していることから、3事業の再編・統合を検討することが望ましい。		
改善目標年次	・令和7年度に検討・調整・制度設計等を行い、令和8年度中に類似3事業の再編・統合方針を決定し既存の委託事業者との調整に着手、令和9年度以降、既存事業者との調整が完了次第、再編・統合した事業として開始できるよう取り組むこと。		
<p>・本事業も含めた類似事業として、「在宅高齢者福祉サービス事業（一般会計）」のうちのⅠ「福祉電話設置運営事業」、Ⅱ「緊急まどかコール事業」、Ⅲ「あんしんまどか（高齢者ICT見守り）事業」が実施されている。いずれの事業も安否確認のための通話・連絡手段の確保は共通するが、Ⅰ・固定電話による通話のみ、Ⅱ・固定電話回線を利用した緊急通報とその後の救急車の出動要請やヘルパー・看護師の派遣対応、Ⅲ・携帯電話回線を利用した人感センサーによる安否確認及び緊急通報と救急車の出動要請や警備会社の出動による対応と、仕組みや連絡・通報等後の対応の詳細が異なっている。</p> <p>・その結果、事業実施に必要な職員の業務量・業務負荷を中心に非効率となっていることなど、同一目的の複数の事業全体でより効果的・効率的な事業・仕組みとする必要がある。具体的には、携帯通信回線を利用した見守り・緊急通報の仕組みに統合すると共に、緊急通報後の対応を救急車の出動、警備会社の出動、ヘルパー・看護師の出動の全てに対応するサービスに統合する見直しが必要である。</p> <p>・なお、同種の民間サービスが普及していることを踏まえ、世帯や本人の所得水準が高い利用者を対象に、自己負担金の増額が望ましい。</p>			

事業5 あんしん まどか（高齢者ICT見守り）事業

事務事業への講評		
視点別評価	貢献度	・本事業を利用する安否確認の必要性が高い独居高齢者等の緊急事態に対応する手段であり、 <u>直接効果を上げている。</u>
	コストパフォーマンス	・類似事業と比較すると利用者1人当たりのコストは割安であり、本事業単独では特段問題がない。
診断結果	○コストパフォーマンスの面から、 <u>類似事業を含めて事業見直し</u> ・独居高齢者を中心とする見守りの必要性が高い高齢者に対して、本事業を含めた類似事業として3事業を実施しているが、事業の目的・内容の重複や事業実施に係る職員の業務量などで非効率が発生していることから、3事業の再編・統合を検討することが望ましい。	
改善目標年次	・令和7年度に検討・制度設計等を行い、令和8年度中に類似3事業の再編・統合方針を決定し既存の委託事業者との調整に着手、令和9年度以降、既存事業者との調整が完了次第、再編・統合した事業を開始できるよう取り組むこと。	
<p>・本事業も含めた類似事業として、「在宅高齢者福祉サービス事業（一般会計）」のうちのⅠ「福祉電話設置運営事業」、Ⅱ「緊急まどかコール事業」、Ⅲ「あんしんまどか（高齢者ICT見守り）事業」が実施されている。いずれの事業も安否確認のための通話・連絡手段の確保は共通するが、Ⅰ・固定電話による通話のみ、Ⅱ・固定電話回線を利用した緊急通報とその後の救急車の出動要請やヘルパー・看護師の派遣対応、Ⅲ・携帯電話回線を利用した人感センサーによる安否確認及び緊急通報と救急車の出動要請や警備会社の出動による対応と、仕組みや連絡・通報等後の対応の詳細が異なっている。</p> <p>・その結果、事業実施に必要な職員の業務量・業務負荷を中心に非効率となっていることなど、同一目的の複数の事業全体でより効果的・効率的な事業・仕組みとする必要がある。具体的には、携帯通信回線を利用した見守り・緊急通報の仕組みに統合すると共に、緊急通報後の対応を救急車の出動、警備会社の出動、ヘルパー・看護師の出動の全てに対応するサービスに統合する見直しが必要である。</p> <p>・なお、同種の民間サービスが普及していることを踏まえ、世帯や本人の所得水準が高い利用者を対象に、自己負担金の増額が望ましい。</p>		

事業6 ここだよ まどか（高齢者等搜索位置検索）事業

事務事業への講評		
視点別評価	貢献度	・認知症により行方不明になった高齢者等の居場所を迅速に確認することで安全を確保する手段であり、 <u>直接効果を上げている。</u>
	コストパフォーマンス	・サービス利用者1人当たりのコストが、令和5年度27千円から令和6年度35千円へと28%増加していることから、 <u>改善が必要。</u>
診断結果	○コストパフォーマンスの面から、 <u>事業見直し</u> ・サービス利用者が増加する中、利用者1人当たりのコストが増加している。今後、高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加が見込まれる中、コスト改善のための事業見直しが必要。	
改善目標年次	・令和7年度に利用者1人当たりのコスト構造と令和6年度にコストが上昇した要因を分析し、業務効率化による職員人件費の抑制を含めたコスト削減策の検討を行い、令和8年度から見直しの上、実施できるよう取り組むこと。	

・認知症高齢者等が行方不明になった場合に、GPSにより居場所を迅速に確認することで、安全を確保する本事業は、認知症高齢者等の生活の困りごとの助ける事業として直接効果を上げている。

・今後、高齢者の増加に伴い認知症高齢者数も増加を続ける見込みで、国が示す認知症有病率に基づく、市内では令和7年度・約4,700人から令和22年度・約7,600人へと推計される。そのため、本事業の利用者数も今後、増加を続ける見込みであり、事業を安定的に持続させるためには、コストの増加を抑制することが重要である。

・しかし、サービス利用者1人当たりのコストが、令和5年度27千円から令和6年度35千円へと28%増加している。一般的に、事業開始当初の利用者数が少ない状況の1人当たりのコストから、利用者数の増加に伴い1人当たりのコストは低減していくが、現状はその逆の状況である。さらに、事業の周知とともに利用者数が令和4年度7人、令和5年度38人から令和6年度64人へと大幅な増加を続けており、事業費も令和5年度591千円から令和6年度予算1,092千円、令和7年度予算2,387千円と大幅な増加を続けている。

・よって、事業費及び職員人件費（業務量）の分析を行い、特に非効率・コストが過大にかかっている要因を明らかにし、事業費及び職員人件費（業務量）の削減などの事業及びその実施方法の見直しを行う必要がある。

事業7 みつけて まどか（高齢者搜索身元確認）事業

事務事業への講評			
視点別評価	貢献度	・認知症により行方不明になった高齢者等の居場所を発見者が家族等に伝える効果は実績が無く、今後もほぼ期待できないことから、 <u>想定していた効果を上げていない。</u>	
	コストパフォーマンス	・サービス利用者1人当たりのコストが、令和5年度62千円から令和6年度18千円へと減少しているが割高であり、 <u>改善が必要。</u>	
診断結果	○ <u>廃止・休止及び新規事業の検討</u> ・取組の推進に対する効果がほぼ無いこと、利用者1人当たりのコストも割高であることから、 <u>廃止が望ましい。</u>		
改善目標年次	・令和8年度末をもって廃止とするために調整等に取り組むこと。		
<p>・貢献度の点では、QRコードがついたシールを認知症の高齢者等の持ち物や衣服に貼付し、行方不明等で困っている状況に気づいた周囲の人が、QRコードを読み取り、家族等と直接インターネット上の掲示板でやり取りを行うことで、家族等が迅速に発見・保護することを目的とした事業であるが、想定した効果が上がっておらず、また、今後も期待できない。今後も効果が期待できない理由は以下に示すとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認知症高齢者等の行動範囲は大野城市域に留まらないことから、福岡都市圏等広域圏で実施しなければ効果が限定されること ○認知症高齢者等がシールを身につけるのを嫌がることや、家族が認知症を知られることを懸念することから、利用が低迷していること ○本事業が効果を発揮するためには、市民に限らず市内で活動する人が制度を理解し、周囲の人が行方不明高齢者等を発見し、シールを見つけ、QRコードを読み取り、掲示板に情報を登録するなど家族等とやり取りを行う一連の取組が必要であるが、段階が多く難しいこと <p>・コストパフォーマンスの面では、本事業の事業費は、シールの購入費は少額であるが、スマートフォン通話料が令和6年度予算111千円、令和7年度予算84千円であることや、実施に必要な職員業務量（職員人件費）が大きいことが問題である。</p> <p>・以上から、類似事業として「ここだよ まどか（高齢者等搜索位置検索）事業」があることも踏まえ、本事業は廃止が望ましい。</p>			

事業8 訪問型サービスB（生活援助）事業

事務事業への講評		
視点別評価	貢献度	・要支援者等の日常生活の支援を通じた自立意欲の促進を目的としているが、利用者の支援・負担軽減に留まっていることから、 <u>波及的な効果に留まる。</u>
	コストパフォーマンス	・サービス提供のための委託料単価が1時間1,100円で廉価であること、利用者は1時間100円を負担することから、 <u>特段問題がない。</u>
診断結果	○貢献度の面から、 <u>事業見直し</u> ・事業の本来の目的である利用者の自立した日常生活を目指す効果を発揮できるよう、事業の見直しに取り組むことが望ましい。	
改善目標年次	・令和7年度中に委託事業者への調査等からサービス及び利用者の考え等の詳細な実態を把握し、事業の課題及び改善策の検討を始め、令和8年度中に事業の見直し内容を決定し、遅くとも令和9年度から見直した内容で実施できるように取り組むこと。	
<p>・本事業は、介護保険サービスの介護予防・日常生活支援サービスとして実施しており、対象が「要支援認定1・2の人、基本チェックリスト該当者で日常生活支援を必要とする人」である。令和6年度の利用者12人のうち基本チェックリスト該当者は2人で、大半は要支援認定1・2の人である。</p> <p>・本事業を利用することで、対象者は掃除・買い物等軽度の生活支援を受けることができる。一方、事業の意図・狙いは、本事業による支援を通じて、対象高齢者の地域のつながりを維持しながら自立意欲の向上を促すことであるが、事業利用者が「掃除・洗濯・買い物等が自分でできるようになった」という生活の改善につながった事例がない状況にある。</p> <p>・よって、本事業の本来の目的である利用者が「掃除・洗濯・買い物等が自分でできるようになる」といった生活改善効果を発揮できるよう、事業の内容を見直すことで、取組推進に対する貢献度の向上を図る必要がある。具体的には、以下の流れが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サービスを提供する委託事業者である大野城市シルバー人材センターの実務担当者から、サービスの種類・内容や、利用者のサービス利用にあたっての生活改善に向けた自立意欲に関する意識とその程度等の詳細を把握する ○自立意欲の向上及び自立した生活への取組が進まない要因を分析する ○サービス利用にあたっての理解促進のための説明や、サービス提供者による伴走型の掃除・買い物等の実施など、単に軽度の作業を任せるための事業ではない内容に見直す 		

事業9 訪問型サービスD（移動支援）事業

事務事業への講評		
視点別評価	貢献度	・要支援者等に対し介護予防の場等へ付き添い支援サービス付きの送迎支援を提供する事業であるが、利用者のニーズと送迎支援提供者の条件が合わず支援回数が少ないことから、 <u>想定していた効果を上げていない。</u>
	コストパフォーマンス	・送迎支援者に対して1回（往復）1,000円の低額の補助に対して、利用者負担は100円であり、持続困難なコスト構造であり、 <u>改善が必要。</u>
診断結果	○貢献度・コストパフォーマンスの両面から、 <u>事業見直し</u> ・現在の事業の内容では、利用者数・利用回数の低迷、送迎支援提供事業者数の低迷が続くことが予想されることから、利用者のニーズと送迎支援提供拡大のた	

	<p>めの条件を整理し、送迎支援者に対する補助額、利用者の負担額を含めて、事業の内容を抜本的に見直す必要がある。</p>
改善目標年次	<p>・令和7年度中に送迎支援団体（稼働していない団体を含む）及び利用者への聞き取りなどから本事業の問題を詳細に把握し、利用者のニーズに対応しながら実稼働の団体を増やし、支援回数を増やすための改善策を検討する。令和8年度中に事業の制度・内容を見直し、関係団体への参加依頼を行い、遅くとも令和9年度から見直した内容で事業を実施できるように取り組むこと。</p>
	<p>・本事業は、高齢者が住み慣れた地域における自立を支援するために、ボランティアを基本とする実施団体により、介護予防の場等への付き添い支援サービス付きの送迎支援を提供するものであり、市は支援実施団体に対する補助を中心に行っている。</p> <p>・令和6年8月から開始した新規事業であるが、当初見込んでいた令和6年度の支援回数 388回、送迎実施団体8団体に対して、支援実績49回、実際に稼働した団体2団体と、見込みを大幅に下回った。その要因として、以下の内容が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通院や買い物利用時は送迎時間が確定せず、支援実施団体の時間調整が困難であること ○支援実施団体に対する補助が1回当たり（往復）1,000円と少額であること ○社会全体の運転手の担い手不足により運転手の確保が困難であること <p>・また、支援利用者の自己負担は、1回当たりガソリン代等実費負担分として往復100円と、駐車場料金等が発生した場合の実費を実施団体へ支払っており、実施団体は1回の送迎で1,100円を得るに留まっている。</p> <p>・この様に、人件費や物価などの高騰、人手不足が深刻化する中で、現在の事業の仕組みでは、安定的に付き添い支援サービス付きの送迎支援を提供できない状況と考える。支援利用者のニーズに対応可能な送迎支援の提供ができるよう、事業の内容を抜本的に見直す必要がある。</p> <p>・本事業の概要の範囲内で見直す場合は、道路運送法との関係を踏まえながら、以下の点に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1回当たりの支援によって支援実施団体が得られる金額を増やす <ul style="list-style-type: none"> ・送迎（往復）に要する時間の実態を調査し、それに見合った金額を算出すること。団体所在地から支援対象者自宅までの往復時間と、送迎の往復時間、送迎先での待ち時間を合計すると、1回当たり1時間以上の時間が想定される。その上で、その時間に応じた運転手の人件費（最低賃金以上）、ガソリン代を合計した金額を基本とすること。さらに本支援のために特別に車両を用意する場合は、車両の確保・維持にかかる費用も含める必要がある（既に団体が保有している車両を活用し、他の事業でも利用している場合は、車両の維持にかかる費用に対し、本支援のための利用割合で按分した費用相当額）。 ・支援利用者の負担が1回当たり100円を基本としているが、まどか号が1回100円（往復200円）であることから、これと同額かそれ以上の金額に見直すこと。 ○支援実施団体の対象を増やす <ul style="list-style-type: none"> ・現在の支援団体は社会福祉法人を中心としているが、医療法人や民間の介護サービス事業者など対象を拡大して参加を要請する。 ○支援利用者の利用条件を明確化する <ul style="list-style-type: none"> ・支援実施団体が運転手の確保、運用を円滑に行えるよう、送迎時間を確定するための利用条件を明確化する。 <p>・本事業の概要の範囲内で、費用対効果を向上させる見直しが困難な場合は、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）としての事業は廃止し、重度障がい者を対象とした福祉タクシー利用券事業やデマンド型交通など別の事業を調査・検討し、大野城市の地域特性に合った事業を企画・実施することが望ましい。</p>

(2) 取組：窓口のデジタル化の推進

ライフステージ	全世代	方針	10 市民ファーストな窓口サービスを提供する
取組	2 窓口のデジタル化の推進		
所管課担当名	総合窓口センター 受付・サービス担当、地域行政センター統括課		
取組への講評			
<p>・住所異動や印鑑登録、各種証明書取得、マイナンバーカード関連の手続き等の来庁者に対する窓口サービスの向上は、従来から継続する課題である。近年は、共働き世帯、高齢者、外国人住民等の増加による窓口におけるニーズの多様化や手続きの増加・複雑化、また平日の日中に市役所へ来庁すること自体が困難になっているなど、市民等が円滑に必要な手続きを行うことの難易度が高まっている。</p> <p>・一方、近年はICTの発展に伴うデジタル技術の開発・普及により、効果的・効率的に実施できる業務範囲の拡大が続いている。</p> <p>・今後も高齢化の進展に伴い高齢者の増加が続くと共に、外国人住民の増加の継続が予想されることから、窓口サービスの向上と限られた職員労働力の有効活用の視点から、デジタル技術の開発・普及に合わせて、窓口等における各種手続きの効率化を推進する必要がある。</p>			

事業 10 窓口デジタル化事業

視点別評価	貢献度	・対象手続きに占める「書かない窓口」の利用率が令和6年度 1.1%と非常に低く、 <u>想定していた効果を上げていない。</u>	
	コストパフォーマンス	・特に「書かない窓口」の利用率・利用件数が低迷し、1件当たりのコストが割高であることから、 <u>改善が必要。</u>	
診断結果	○貢献度・コストパフォーマンスの両面から、 <u>事業見直し</u> ・特に「書かない窓口」の利用率・利用件数が低迷し、今後も大幅な改善が期待できない見込みであることから、現在の実施方法からより多くの利用が期待できる新しい実施方法に変更する必要がある。		
改善目標年次	・令和8年度前半までに新しい実施方法を調査・研究し、令和9年度中に導入・運用できるように取り組むこと。		
<p>・具体的な方法として、5種類の申請書を対象に事前に申請内容を自宅等でネット入力し市役所で印刷する「書かない窓口」と、4種類の手続きを対象にオンラインで来庁予約する「待たない窓口」を実施しているが、どちらのサービスも利用率（令和6年度：「書かない窓口」1.1%、「待たない窓口」7.2%）が低く、市民の負担軽減効果は非常に低い（令和7年度以降の大幅な向上が期待できない）。</p> <p>・利用率の低迷の要因は、認知度の低さが挙げられるが、特に「書かない窓口」については、アンケート調査結果から事前入力のためのシステムの使いづらさや入力の手間、事前作成の必要性の低さも要因として挙げられている。</p> <p>・一方、他の自治体で普及している「書かない窓口」は、市役所等に来庁後、マイナンバーカード等の本人確認書類を情報端末が読み取ることで、氏名・住所・生年月日等が自動転記された申請書が印刷される方法である。この方法であれば、事前の認知度が低くても来庁時に利用可能であること、普及が進むマイナンバーカードや、運転免許証、在留カード等があれば利用可能であることから、現在の事前申請方式よりも市民の利便性が向上するとともに、利用率の大幅な向上が期待できる。</p> <p>・以上より、「書かない窓口」については、現在の実施方法から、他の自治体で普及している来庁後にマイナンバーカード等の本人確認書類を情報端末が読み取る方法に変更することが望ましい。</p>			

事業 11 キャッシュレス券売機運用事業

視点別評価	貢献度	・利用者が希望する手数料支払い方法を提供することで窓口利用者の利便性を向上させており、 <u>直接効果を上げている。</u>	
	コストパフォーマンス	・従来の現金のみの券売機をキャッシュレス決済も可能な機器に変更したものであり、キャッシュレス決済にかかる手数料率 (2.5~3.2%) は一般的な水準であることから、 <u>特段問題がない。</u>	
診断結果	○現状のまま継続 ・貢献度、コストパフォーマンスの両面から特段の問題は無い。		
改善目標年次	-		
<p>・貢献度は、新型コロナ禍を契機にキャッシュレス決済が普及、拡大した中で、本事業の主な目的は、窓口利用者が手数料を支払う際に、現金以外にクレジットカード等のキャッシュレスで支払う方法を提供することで利便性の向上を図ることにあり、取組の推進に対して直接効果を上げている。</p> <p>・コストパフォーマンスは、従来から現金のみの券売機を設置しており、その一部をキャッシュレス決済機能が加わった券売機に更新したもので、券売機の購入費用により一時的に増加しているが、運用時点ではキャッシュレス決済にかかる手数料率は平均的な水準 (2.5~3.2%) であることから、特段の問題は無いと考える。なお、現金のみの決済時の調定・収納処理に、キャッシュレス決済による調定・収納処理が追加されており、職員の業務量は増加していることは留意する必要がある。</p> <p>・また、キャッシュレス決済の利用率は、利用者の希望に応じて変化することから、特に目標値を設定するべきものでは無いと考える。また、券売機で異なる手数料の誤購入が発生することで、返金処理事務が増加することから、正しい券種を確実に購入してもらえよう、券売機の画面・ガイドの修正が必要である。</p>			

事業 12 キャッシュレス対応機器運用事業

視点別評価	貢献度	・利用者が希望する手数料支払い方法を提供することで窓口利用者の利便性を向上させており、 <u>直接効果を上げている。</u>	
	コストパフォーマンス	・従来の現金のみの支払方法にキャッシュレス決済が可能な機器を追加したものであり、キャッシュレス決済にかかる手数料率 (3.0~3.25%) は一般的な水準であることから、 <u>特段問題がない。</u>	
診断結果	○現状のまま継続 ・貢献度、コストパフォーマンスの両面から特段の問題は無い。		
改善目標年次	-		
<p>・貢献度は、新型コロナ禍を契機にキャッシュレス決済が普及、拡大した中で、本事業の主な目的は、窓口利用者が手数料を支払う際に、現金以外にクレジットカード等のキャッシュレスで支払う方法を提供することで利便性の向上を図ることにあり、取組の推進に対して直接効果を上げている。</p> <p>・コストパフォーマンスは、従来も現金のみ対応の券売機を設置しており、キャッシュレス決済機能がある端末を追加したもので、キャッシュレス決済にかかる手数料率は平均的な水準 (3.0~3.25%) であることから、特段の問題は無いと考える。なお、現金のみの決済時の調定・収納処理に、キャッシュレス決済による調定・収納処理が追加されており、職員の業務量は増加していることは留意する必要がある。</p> <p>・また、キャッシュレス決済の利用率は、利用者の希望に応じて変化することから、特に目標値を設定するべきものでは無いと考える。</p>			

(3) 取組：市民に便利な窓口サービスの提供

ライフステージ	全世代	方針	10 市民ファーストな窓口サービスを提供する
取組	1 市民に便利な窓口サービスの提供		
所管課担当名	総合窓口センター 受付・サービス担当		
取組への講評			
<p>・住所異動や印鑑登録、マイナンバーカード関連の手続き等を目的とする来庁者に対して、便利な窓口サービスを提供するため、ワンストップサービスをはじめとした総合窓口「まどかフロア」の運営や、4か所のコミュニティセンターに設置した地域行政センターにおける「まどかフロア出張所」の運営、第2・4土曜日の午前中の「週末窓口サービス」等を実施している。</p> <p>・特に総合窓口「まどかフロア」は全国の自治体に先がけてワンストップサービスを提供するなど、これらの取組は、共働き世帯、高齢者、外国人住民等の増加による窓口におけるニーズの多様化に対応しており、今後も、窓口利用者のニーズの変化や費用対効果を検証しながら、継続することが望ましい。</p>			

事業 13 まどかフロア・まどかフロア出張所窓口運営事業

視点別評価	貢献度	・窓口利用者のニーズの多様化に対応しており、ワンストップサービスやまどかフロア出張所、週末窓口サービスが、 <u>直接効果を上げている。</u>	
	コストパフォーマンス	・本事業の実施にあたって、競争性を確保した事業者選定による民間委託を基本に、コストの増加を抑制しながらサービス拡充に取り組んでおり、 <u>特段問題がない。</u>	
診断結果	<p>○<u>現状のまま継続</u></p> <p>・貢献度、コストパフォーマンスの両面から特段の問題は無い。</p>		
改善目標年次	—		
<p>・貢献度は、共働き世帯、高齢者、外国人住民等の増加による窓口におけるニーズの多様化や、平日の日中に市役所に来庁することが難しい方への対応を先取りし、ワンストップサービスをはじめとした総合窓口「まどかフロア」の運営や、4か所のコミュニティセンターに設置した地域行政センターにおける「まどかフロア出張所」の運営、第2・4土曜日の午前中の「週末窓口サービス」を実施しており、取組の推進に直接効果を上げている。</p> <p>・コストパフォーマンスは、国の制度改正や制度拡充などに伴う窓口業務量の増加の継続、地域行政センターにおけるマイナンバーカード関連の手続き開始や、書かない窓口・待たない窓口の開始などのサービス拡充を続ける中で、競争性を確保した委託事業者の選定など事業費の抑制に取り組んでいる。</p>			

事業 14 総合窓口運営事業

視点別評価	貢献度	・窓口利用者のニーズの多様化に対応し、ワンストップサービスやまどかフロア出張所、週末窓口サービスが、 <u>直接効果を上げている。</u>	
	コストパフォーマンス	・総合窓口の運営に必要な需用費（消耗品費、修繕費）と役務費（券売機点検料）を予算化するための事業であり、 <u>特段問題がない。</u>	
診断結果	<p>○他事業と統合</p> <p>・実態として「事業 13 まどかフロア・まどかフロア出張所窓口運営事業」と同一の内容であることから、同事業と統合することが望ましい。</p>		
改善目標年次	<p>・令和 8 年度から統合するように取り組むこと。</p> <p>・「事業 13 まどかフロア・まどかフロア出張所窓口運営事業」の事業内容である、まどかフロア・まどかフロア出張所窓口の運営に必要な消耗品費や修繕費で構成する需用費と、券売機点検料で構成する役務費の事業費予算を確保する事業であり、同事業と別に本事業を設定する必要性はない。</p> <p>・令和 8 年度当初予算編成時から「事業 13 まどかフロア・まどかフロア出張所窓口運営事業」と統合すること。</p>		

(4) 取組：市民に寄り添った健康サポート

ライフステージ	高齢期	方針	2 いつまでもすこやかで心豊かな生活を支援する
取組	1 市民に寄り添った健康サポート		
所管課担当名	すこやか長寿課 地域包括支援センター担当、健康課 健康長寿担当		
取組への講評			
<p>・心身機能・認知機能の低下が拡大する 75 歳以上の後期高齢者人口が、今後も増加を続ける予測の中、高齢者がいつまでもすこやかで心豊かに生活するために、介護予防や疾病の重症化予防のための取組は、非常に重要である。</p> <p>・対象者の心身機能・認知機能の状態等に応じて、介護予防教室(まどかスクール)開催事業、一般介護予防事業、地域リハビリテーション活動支援事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業が実施されており、それぞれの事業は介護予防等に対して直接効果を上げている。</p> <p>・後期高齢者の増加が続くことから、今後は、各事業の対象者がより多く事業に参加することで、取組全体として介護予防等の効果を拡大させることが一層重要となる。そのため、各事業の対象者が事業に参加しない要因を分析し、より多くの対象者が参加できるように周知方法・手段等を継続して見直す必要がある。</p>			

事業 15 介護予防教室(まどかスクール)開催事業

視点別評価	貢献度	・心身機能の低下があり、介護予防の取組が必要な事業に参加した高齢者に対し、心身機能の維持・向上に有効であり、 <u>直接効果</u> を上げているが、 <u>参加者数の割合が低いこと</u> などから <u>限定的な効果</u> に留まる。	
	コストパフォーマンス	・参加者1人当たりのコストが微増しているが、事業費の単価に変動はないことから、現状では <u>特段問題</u> がない。	
診断結果	○貢献度の面から、 <u>事業見直し</u> ・要支援1・2の認定者数が1,300人を超え増加を続けているが、参加者数が40~50人台の横ばいで推移していることから、限定的な効果に留まっていると考える。より多くの介護予防に取り組む必要性の高い高齢者の参加を増やすことで、効果を向上させる必要がある。		
改善目標年次	・令和7年度に参加者が低迷する要因の分析と改善方策の検討を行い、令和8年度から順次、事業見直しの上、実施できるよう取り組むこと。		
<p>・貢献度は、心身機能の低下があり、介護予防の取り組みが必要な要支援1・2の認定者及び事業対象者(基本チェックリスト該当者)に該当する人(既にデイサービスを利用している人を除く)のうち、希望する参加者に対して、心身機能の維持・向上に関して、参加前後の体力測定結果から高い効果を上げていることが確認できる。しかし、所管部門が設定している事業対象者(基本チェックリスト返信者のうち心身機能低下がある620人)に対する参加者数の割合が7.4%と非常に低い割合に留まっていること、基本チェックリストの返信率が6割程度で実際の対象者数はより多いことから、参加者数を大幅に増やすことで直接の効果を増加させる必要がある。そのためには、本事業に参加することにより心身機能の維持・向上に取り組む必要が有るにも関わらず参加しない高齢者について、なぜ参加しないのかの要因を分析し、それを踏まえた事業の改善に取り組む必要がある。例えば、本人が参加の必要性を自覚していない場合は、家族やコミュニティ団体、地域におけるイベント等を通じて参加しないことにより心身機能の低下が続く不利益を本人に深く理解させる工夫をすること、事業内容に興味を持ってない場合は、より興味を持ってもらえるテーマや参加することが楽しくなる仕組みを導入することなどが考えられる。</p>			

・コストパフォーマンスは、参加者1人当たりの委託費等の単価を含め適切に管理されていることから、現状では特段の問題は無い。

事業 16 一般介護予防事業

視点別評価	貢献度	・65歳以上の高齢者の心身機能や認知機能の低下予防に有効であり、参加している高齢者に対しては、 <u>直接効果を上げている。</u>	
	コストパフォーマンス	・参加者1人当たりのコストが1.1千円と低廉で、参加者数の増加に合わせて減少していることから、 <u>良好である。</u>	
診断結果	○ <u>拡大・重点化</u> ・多くの高齢者が参加することで、心身機能・認知機能の低下予防に効果を上げているとともに、区のリソースも活用しコストも低廉であることから、今後も参加者の拡大を図りながら継続することが望ましい。		
改善目標年次	・令和7年度以降、継続して改善に取り組む必要がある。		
<p>・貢献度については、本事業は区単位で開催している集合型の教室であり、令和6年度に健康づくりミニデイ 20区、足元気教室 11区、音楽サロン 23区での開催に対して、1,955人が参加しており、この参加者に対しては直接効果を上げている。なお、参加者群と非参加者群の要介護認定発生率等を比較した検証では、2年後の要介護2以上の認定を受ける割合が参加者群の方が1/2である結果が得られていることから、少なくとも効果に関して相関関係が認められている。</p> <p>・コストパフォーマンスについては、参加者数の増加が続いていること、高齢者が参加しやすい区単位で開催していること、委託事業で実施していること、参加者数や効果を検証しながら開催する講座・教室等を適宜見直していることなど、良好な状況が継続している。</p> <p>・今後も、参加者の固定化の改善、参加しない高齢者の参加促進、事業を開催していない区の開催促進、課題のある講座・教室等の見直し等に取り組み、参加者のさらなる拡大を図りながら継続することが望ましい。</p>			

事業 17 地域リハビリテーション活動支援事業

視点別評価	貢献度	・身体機能等が低下した高齢者に対し、直接かつ個別に運動機能向上等のための指導を行うことで、健康状態の維持改善に対し <u>直接効果を上げている。</u>	
	コストパフォーマンス	・令和6年度開始事業であり、 <u>コストパフォーマンスの検証は困難である。</u>	
診断結果	○ <u>拡大・重点化</u> ・一般介護予防事業に参加できない身体機能等が低下した高齢者に対して、自宅や通所事業所等で直接かつ個別に指導することで、健康状態の維持改善に直接効果を上げている。一方、事業開始から間もないことから、参加者数が少ない状況であるため、今後は参加者数を増加させることで介護予防効果を拡大する必要がある。		
改善目標年次	・令和7年度以降、継続して改善に取り組む必要がある。		

・身体機能等が低下し一般介護予防事業に参加できない高齢者を対象に、運動機能向上等の指導を個別に実施することで、健康状態の維持改善に直接効果を上げている。一方、令和6年度から開始した事業で利用者が少ないことから、効果は限定している。高齢化の進展により高齢者が増加を続けるなか、介護予防の重要性はさらに高まることから、一般介護予防事業に参加できない高齢者が本事業に参加することは重要である。

・今後は、本事業に参加することが望ましい高齢者やその関係者（家族、ケアマネージャー、通所事業者など）に対して、本事業の内容・意義・有効性の周知を徹底し、参加者の増加に取り組むことが望ましい。

事業 18 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

視点別評価	貢献度	・主に 75 歳以上の後期高齢者医療保険の被保険者で、疾病・重症化予防等の必要性の高い高齢者に対して個別支援・集団支援を行っており、 <u>直接効果を上げている。</u>	
	コストパフォーマンス	・福岡県後期高齢者広域連合から委託を受けて実施しており、 <u>特段問題が無い。</u>	
診断結果	○現状のまま継続 ・福岡県後期高齢者広域連合から委託を受けて、75 歳以上の後期高齢者医療保険の被保険者を対象に生活習慣病の重症化予防や介護予防のための個別指導・集団指導を実施しており、貢献度・コストパフォーマンスの両面から特段の問題はなく、今後も継続することが望ましい。		
改善目標年次	—		
<p>・貢献度は、75 歳以上の後期高齢者医療保険の被保険者で、疾病・重症化予防や介護予防の必要性の高い高齢者に対して個別指導・集団指導の支援を行っており、指導支援を受けた高齢者に対して、直接効果を上げている。</p> <p>・コストパフォーマンスは、福岡県後期高齢者広域連合からの委託事業であり、財源・事業費共に特段問題が無い。</p> <p>・今後は、所管部門の検討結果の通り、健康状態不明者の把握対策として、後期高齢者健診の受診勧奨を行うことで健康状態不明者を減少させるとともに、本事業の対象者の健康状態を継続して把握し、必要時に訪問等のアウトリーチ支援を行う等、本事業を起点により効果を向上させる取組とすることが望ましい。</p>			

(5) 取組：適正な医療保険の運営

ライフステージ	高齢期	方針	2 いつまでもすこやかで心豊かな生活を支援する
取組	2 適正な医療保険の運営		
所管課担当名	国保年金課 医療担当		
取組への講評			
<p>・国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の被保険者に対する各種医療給付事業を実施するにあたり、被保険者の健やかな生活を維持するとともに、適正な各種医療給付と保険税（保険料）を維持することで、安定した制度運営を目的としている。適正な各種医療給付と保険税（保険料）とするためには、被保険者の疾病予防や健康づくりの取組を促進することが重要である。</p> <p>・後期高齢者医療制度における全国と比較した大野城市及び福岡県の高齢者の疾病等の特徴は、入院患者では循環器系疾患や精神障害、がん（悪性新生物）などが多く、外来患者では筋骨格系疾患や呼吸器系疾患などが医療費の大きな割合を占めていることが挙げられる。有病率が高い疾病としては、65 歳以上高齢者における認知症（九州大学による調査「久山町など4地域」）、罹患率が高い（発症しやすい）疾病としては、糖尿病や高血圧、心疾患などの生活習慣病やがん（悪性新生物）が挙げられる（福岡県統計）。</p> <p>・また、生活習慣病・循環器疾患・がんは「罹患率が高い疾患群」として、予防・早期発見・治療による医療提供が非常に重要であること、国の後期高齢者医療広域連合報告書では、生活習慣病の重症化予防やフレイル対策の重要性が強調され、これら疾患の発症・悪化防止が課題とされている。</p> <p>・後期高齢者医療制度の安定した運営を目的に、後期高齢者はり・きゅう助成事業を実施しているが、以下を理由に、被保険者の疾病予防や健康づくりに対する効果は不明であると考える。</p> <p>○後期高齢者はり・きゅう助成事業の対象である「はり・きゅう診療」は、上記の全国と比較した大野城市及び福岡県の高齢者の疾病等の特徴（有病率が高い疾病、疾患率が高い疾病）に合致していない</p> <p>○「はり・きゅう診療」が被保険者の疾病予防や健康づくりに有効であるならば、同制度の運営主体である福岡県後期高齢者医療広域連合が保健事業として実施すれば良いはずであるが、同広域連合のデータヘルス計画（保健事業実施計画）には位置づけられていない</p> <p>・よって、早急に後期高齢者はり・きゅう助成事業の被保険者の疾病予防等に対する具体的な有効性を検証し、もし確認できない場合は廃止の上、後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、本事業に投入されている財源及び職員労働量を他の有効な事業に投入する必要がある。</p>			

事業 19 後期高齢者はり・きゅう助成事業

視点別評価	貢献度	・後期高齢者医療制度の医療給付ではない「はり・きゅう診療」が、被保険者の疾病予防等に有効であることが客観的な証拠に基づき証明されていないことから、 <u>効果の説明は困難である。</u>	
	コストパフォーマンス	・貢献度について効果の説明が困難である状況から、 <u>コストパフォーマンスの検証は困難である。</u>	
診断結果	<p>○貢献度の面から、<u>事業見直し</u></p> <p>・現状は、後期高齢者医療制度の適正な運営（特に被保険者の疾病予防や健康づくり）に対する効果が確認できないことから、具体的な効果の有無・程度を検証し認められるまでは本来であれば一旦休止する必要がある。</p> <p>・しかし、本事業は筑紫地区各市との協定に基づき実施していることから、大野城市単独で即時休止することは難しいことを考慮し、まずは筑紫地区各市に対</p>		

	<p>し、本事業の具体的な効果を分析・検証することを申し入れ、実施することが望ましい。もし、効果の分析・検証を実施する具体的なスケジュールが明らかにならない場合は、大野城市が離脱することも選択肢と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、筑紫地区各市で本事業の具体的な効果の分析等を実施できない場合は、代替手段として福岡県後期高齢者医療広域連合に対して、本事業を広域連合の保健事業とすることを申し入れることも選択肢となる。この場合、広域連合としての保健事業とされない場合は、大野城市単独で本事業を休止することが望ましい。
改善目標年次	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度中に筑紫地区各市に本事業の効果の分析・検証の実施を申し入れ、令和8年度から分析・検証を実施し、遅くとも令和9年度中にその結果を踏まえて、本事業の取扱いを決定できるように取り組むこと。
<p>・そもそも本事業が被保険者の疾病予防や健康づくりに対して効果があり、その結果、後期高齢者医療制度の安定的な運営に資するのであれば、福岡県後期高齢者医療広域連合が保健事業として実施するべきであるが、同広域連合のデータヘルス計画（保健事業実施計画）には、「はり・きゅう診療」の有効性やその結果としての保健事業への位置づけはなされていない。</p> <p>・この状況で大野城市として一般財源（広域連合からの特別調整交付金の差額）を投入して本事業を実施するのであれば、「はり・きゅう診療」が後期高齢者の疾病予防や健康づくりに有効であることを定量的若しくは客観的に説明できる必要がある。しかし、所管部門の説明の通り、国や大学等の研究で「助成制度そのものの費用対効果（自治体の事業として実施した場合の総医療費削減効果など）」を包括的に評価した報告や研究資料は見つけられない状況にある。</p> <p>・なお、福岡県平均や各市町村との比較で被保険者1人当たりの医療費が低い自治体と、後期高齢者はり・きゅう助成事業の実施の相関関係を用いて有効性の証明を試みている。しかし所管部署の一部説明の通り、被保険者1人当たりの医療費の高低は、75歳以上の高齢者に占める年齢別の構成比、医療機関の充実度合い、軽症段階から受診しやすい環境の程度やその結果としての早期治療による重症化予防の程度、前期高齢者の世代までの健康の維持・増進に対する住民の取組状況など、多様な因子によって決まるものであり、少なくとも想定される主要な因子を総合して多変量解析等統計的手法によって、定量的に大野城市の被保険者1人当たりの医療費が県内では相対的に低い要因を分析する必要がある。その結果、後期高齢者はり・きゅう助成事業により、同事業がない他の自治体の後期高齢者よりも「はり・きゅう診療」の受診が促進され、そのことが医療費の抑制に有効であることが証明されれば、本事業の取組に対する貢献度（効果）が認められることとなり、継続する根拠となる。</p>	

(6) 取組：誰もが安心して日常生活を送ることができる

ライフステージ	全世代	方針	3 地域住民や民間団体と協力して、地域の福祉課題に取り組む
取組	2 誰もが安心して日常生活を送ることができる		
所管課担当名	福祉サービス課 福祉政策担当・障がい福祉担当 生活支援課 生活保護担当 循環型社会推進課 生活環境・最終処分場担当		
取組への講評			
<p>・身体・知的・精神障がいや発達障がい、難病等を抱え、日常生活や社会生活において何らかの支援や配慮が必要な市民（児童含む）や経済的に困窮している方、経済的な不安を抱える市民を対象に、地域で安心して日常生活を送ることができるよう様々な支援を実施している。</p> <p>・取組の対象者は、要支援・要介護認定者、障害者手帳交付者、自立支援医療受給者証交付者、特定医療（指定難病）受給者証交付者などの高齢者福祉、障がい者福祉の対象と、経済的に困窮する生活保護等の対象に分けられる。前者の高齢者福祉、障がい者福祉の対象となる要支援・要介護認定者、障害者手帳交付者、自立支援医療受給者証交付者、特定医療（指定難病）受給者証交付者等の人数は増加を続けており、高齢化の進展を主な要因として今後も増加傾向が続くことが予想される。後者の経済的困窮者は、生活保護等の相談件数・相談実人数や生活保護開始世帯数は横ばいで推移しているが、生活保護受給者世帯数は増加傾向にある。この様に、本取組の対象は全体として増加傾向にあることから、今後も対象が抱える問題の改善・解消に向けて効果的・効率的に事業を実施する必要がある。</p> <p>・高齢者福祉、障がい者福祉の対象者のうち、特に支援や配慮が必要な方々を対象に、緊急時セーフティネット構築事業と医療的ケア児・者日常生活支援事業が実施されている。これらの事業は、本人の急病等緊急事態発生時の迅速で適切な対応に効果を上げていることや、介護者（家族等）へレスパイト（休息等）を提供することにより介護疲れ等を緩和・解消し、障がいのある当事者に対する適切な介護に効果を上げているなどしており、今後も継続することが望ましい。</p> <p>・経済的に困窮する生活保護等の対象に対して、面接相談員設置事業と生活保護世帯空気調和機器稼働費支援事業が実施されている。面接相談員設置事業は、生活保護等の一連の業務のうち、対象者の相談への初期対応を会計年度任用職員が実施するための人件費の予算措置であり、効果的・効果的な実施に有効であるが、特に取組の推進のための事業として位置づける必要はない。生活保護世帯空気調和機器稼働費支援事業は、航空機騒音障害防止法に基づき設置した冷暖房機器の電気料に関し、国の法令要綱に基づき生活保護世帯に対して一部助成するものであり、現状のまま継続することで問題ない。</p> <p>・なお、特に経済的に困窮する生活保護等の対象について複数の委員から、今回の診断対象では無い法定受託事務である生活保護の支給決定の事業と、自治事務である生活保護に関する助言・相談に関する事業を通じ、傷病や高齢による就業困難などを除いた、就業可能な健常者に対する経済的自立のための支援強化に関する意見が表明されたことを付記する。</p>			

事業 20 緊急時セーフティネット構築事業

視点別評価	貢献度	・急病等の緊急時に迅速な対応の必要性が高い高齢者のみの世帯や身体障害者手帳1級・2級保有者等に対して、緊急時の備えとして <u>直接効果を上げている。</u>	
	コストパフォーマンス	・事業利用者1人当たりのコストが500円未満と低廉であることから、 <u>特段問題がない。</u>	
診断結果	<p>○現状のまま継続</p> <p>・急病等の緊急時に迅速な対応の必要性が高い高齢者や障がい者等に対して、緊急連絡先等が記載された緊急連絡カードを設置することで、急病等の緊急時に救急隊等が迅速に対応できる効果を生み出しており、このまま継続することが望ましい。</p> <p>・なお、地域福祉に係る様々な担い手からの働きかけ等を通じ、全ての対象者が本事業の意義・有効性を適切に理解し、必要性が高い人の緊急連絡カード設置促進を強化する必要がある。</p>		
改善目標年次	-		
<p>・貢献度は、本人から支援希望届のあった「65歳以上の高齢者で単身世帯または高齢者のみの世帯」「要介護認定を受けている人」「身体障害者手帳1級、2級または療育手帳Aを持っている人」に対して、災害や急病等の緊急時に迅速な初期対応や連絡が取れるよう緊急連絡カード(本人情報、緊急連絡先、支援者情報、かかりつけ医などの情報を本人等が記載して保管し、緊急時に救急隊等が確認するためのもの)を送付し、冷蔵庫等に保管してもらう事業である。急病等の連絡により駆けつけた救急隊員等が同カードを確認・活用することで、高齢者等の安全・安心な生活の確保に効果が期待されるもので、実際に緊急時における活用数が4~12件で具体的な効果も確認できる。</p> <p>・なお、各年度の事業利用者数(送付された案内に対する利用希望届出数)は微減傾向であるが、過年度に利用希望を届け出て緊急連絡カードを設置した後、カードの記載内容に変更のない場合は継続使用することが主な要因と推測され、特段の問題は無いと考える。ただし、「災害時避難行動要支援者名簿」作成時に同送する本事業の案内を、緊急連絡カードを設置した方が良いにもかかわらず利用希望届出を提出していない対象者が一定数存在することが想定されることから、対象者の理解を促進するため、同送する事業案内の文面・デザイン等をより分かりやすい内容に見直すことや、民生委員や地域コミュニティ関係者、ケアマネージャー、福祉サービス事業者の職員などを通じた緊急連絡カードの意義・有効性の理解促進に取り組むことが望ましい。</p> <p>・コストパフォーマンスは、対象者の希望確認を他の事業(危機管理課「災害時避難行動要支援者名簿」作成時の対象者への案内送付)に合わせて実施していること、希望者への送付物が緊急連絡カード、同保管容器、ラベル等に係る経費のみで少額であることなど、問題は無い。</p>			

事業 21 医療的ケア児・者日常生活支援事業

視点別評価	貢献度	・介護疲れ等によりレスパイト（休息等）が必要な医療的ケア児・者の介護者（家族等）に対して負担軽減の効果がもたらされることにより、医療的ケア児・者の安心な日常生活の確保に <u>直接効果</u> を上げている。	
	コストパフォーマンス	・国・県の補助金を活用しながら、介護者が休息等できた時間当たりのコストは <u>妥当な水準</u> に収まり減少傾向にあることから、 <u>特段問題がない</u> 。	
診断結果	<p>○<u>貢献度の面から、事業見直し</u></p> <p>・介護負担が重い医療的ケア児・者の介護者の負担軽減を通じて、医療的ケア児・者の安心な日常生活の確保に直接効果を上げており、コストパフォーマンスの面では特段の問題は無い。</p> <p>・一方、想定した利用上限時間に対する実利用時間の割合が低いことから、所管部門の検討の通り、本事業を必要とする対象者が<u>必要な時間</u>を利用できているのかの調査・分析を行い、対象者の把握や事業内容に問題が発見された場合には、必要な見直しを行うこと。</p>		
改善目標年次	<p>・令和7年度中に利用者を対象とする実態調査や分析を行い、令和8年度までに必要に応じた見直しを行うこと。</p>		
<p>・貢献度については、本事業は、介護疲れ等によりレスパイトが必要な医療的ケア児・者の介護者の負担軽減を図るため、介護者が訪問看護サービスを利用するための経費の一部を助成する事業であり、本事業を利用することにより介護者の介護疲れを緩和する効果や負担軽減の効果がもたらされ、医療的ケア児・者の安心な日常生活の確保に効果を上げている。</p> <p>・関係課や訪問看護事業所等と連携を取りながら対象者への周知やサービスの提供を行っていることから、現状では対象者に多数の漏れは無いことは推測できる。一方、制度上の1人当たりの年間利用上限時間（在宅利用 48 時間、保育所・学校等利用 144 時間）に対する実利用時間の割合が、令和5年度・6年度ともに 18%程度に留まっていること、令和6年3月実施の実態調査による対象者数と令和6年度及び令和7年6月時点の利用決定者数にズレが生じていることから、本事業を必要とする医療的ケア児・者の介護者の全数把握と、それら対象者に本事業の周知を徹底するとともに、介護疲れ等によるレスパイトのニーズや本事業の利用に当たっての事業内容の問題を把握し、必要な見直しを行うことが望ましい。</p> <p>・コストパフォーマンスについては、難易度の高い医療的ケア児・者に対する訪問介護の1時間当たりの助成額が 7,500 円であること、国・県の補助金を活用していることから、特段の問題は無いと考える。</p>			

事業 22 面接相談員設置事業

視点別評価	貢献度	・年間 500 件程度発生する生活保護等に関する事前相談対応に会計年度任用職員を配置することで、業務の担い手の最適化の効果は確認できるが、 <u>取組の推進に対する効果の説明は困難</u> である。	
	コストパフォーマンス	・会計年度任用職員の給与水準は常勤職員よりも低いことから、担当する業務の難易度と整合しており、 <u>特段問題がない</u> 。	
診断結果	<p>○<u>その他</u></p> <p>・本事業は、市職員が実施する生活保護等の業務について、事前の相談対応と、生活保護申請の受付から調査、給付決定までの過程を分け、前者を担当するケースワーカーの業務経験がある会計年度任用職員を雇用するための事業である。</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護等に関する一連の業務全体の効率的・効果的な推進に効果を上げているが、職員の人員体制の最適化のため会計年度任用職員雇用に係る報酬等を予算化したものであり、取組推進のための事業として設定する必要性は無い。よって、事業としては廃止し、会計年度任用職員雇用に係る報酬等は、他部門と同様に生活支援課全体の会計年度任用職員の人件費の予算措置に位置づけることが望ましい。
改善目標年次	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度当初予算から変更すること。
	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、取組「誰もが安心して日常生活を送ることができる」を推進するために実施している生活保護等に関する事前相談対応、申請受付、申請者に関する各種相談、給付決定等の一連の業務に関し、事前相談対応を会計年度任用職員が実施するために人件費を事業として設定したものである。そのため、市職員が実施する一連の流れのうち、定型性が高く相対的に難易度が低い事前相談対応を、ケースワーカーの業務経験がある会計年度任用職員に担当してもらうことは、相対的に人件費が高くより難易度が高い業務に従事した方が良い正規職員にとって有効である。よって、この業務実施体制は適切と考え、事業実施内容や職員体制に大きな変化が生じない限りは、今後も継続することが望ましい。 ただし、そもそも本事業は市職員が直接実施する生活保護等の一連の業務に関し、一部の業務を会計年度任用職員に担当してもらうための人件費を措置する事業であり、取組推進の具体的手段としての事業とは言えないことから、他部門での会計年度任用職員の人件費の予算措置と同様に変更することが望ましい。

事業 23 生活保護世帯空気調和機器稼働費支援事業

視点別評価	貢献度	<ul style="list-style-type: none"> 航空機騒音障害防止法により国の補助を受けて設置した冷暖房機に関し、生活保護世帯に夏場の電気料金を補助することで、<u>直接効果を上げている。</u> 	
	コストパフォーマンス	<ul style="list-style-type: none"> 国の法令要綱に基づき対象住宅、対象者、支給額等が定められており、<u>特段問題がない。</u> 	
診断結果	<p>○現状のまま継続</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡空港の発着陸に係る騒音に関し、航空機騒音障害防止法に基づき国の補助を受けて冷暖房機を設置している生活保護世帯に対し、国の法令要綱に基づき夏場の電気料金を補助する事業であり、現状のまま継続することが望ましい。 		
改善目標年次	—		
	<ul style="list-style-type: none"> 福岡空港周辺の騒音対策として、航空機騒音障害防止法に基づき設置した冷暖房機の利用のための電気料金について、生活保護世帯を対象に特に電気使用量が多くなる夏場に助成するもので、生活保護世帯の生活の安定に直接効果を上げている。 事業の内容は、国の法令要綱に基づき対象住宅、対象者、支給額等を定めていること、業務は会計年度任用職員が主体となって事務を担い効率的に進めていることなど、特段の問題は無い。よって、今後も現状のまま継続することが望ましい。 		

(7) 取組：農業の振興

ライフステージ	全世代	方針	7 活気あふれるまちをつくる
取組	1 農業の振興		
所管課担当名	産業振興課 産業振興担当		
取組への講評			
<p>・市内の農業・農地は、市街化区域内と市街化調整区域内の2つの区域に分けられる。</p> <p>・市街化区域は、宅地等都市的土地利用への転換を促進する区域であり、農地の保全の必要性・優先順位は低い。市街化区域内の農地は令和7年7月末時点で20.8ha、市内の農地から宅地への転用面積は、平成16年から令和5年までの20年間で毎年1.1~6.7ha（年平均2.7ha）、平成31年から令和5年までの5年間で毎年1.1~2.7ha（年平均1.8ha）で推移している。このため、今後10年程度で、市街化区域内農地はほぼ宅地化される推移である。</p> <p>・市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、農地の荒廃により有害鳥獣の出没など生活環境に悪化が懸念されることから、農地を適切に保全・管理する必要性・重要性が高い。農地の宅地への転用が厳しく制限されていることから、市街化調整区域の農地面積は17.3haと長年大きな変化は無い状況にある。しかし、市街化調整区域の農業従事者の高齢化の進展と、新規就農者を含む後継者難から、営農の継続による農地の管理が難しくなっている。</p> <p>・以上の状況を踏まえると、取組「農業の振興」は、市街化調整区域の営農の継続とその結果としての農地の適切な保全・管理が最優先で最重要な政策課題である。しかし、取組として実施されている事業のほとんどは、この最優先かつ最重要な政策課題に対する効果は限定され、市街化区域内の農地・農家の支援の効果の方が大きい状況にある。市行政の経営資源（財源、職員労働力）が潤沢で、最優先・最重要な政策課題である市街化調整区域の営農継続と農地の適切な保全・管理に対して効果の高い事業が実施された上で、それ以外の市街化区域内の営農・農地等を対象とする事業や児童を対象とする食育に関連する事業を実施するのであれば良いが、現状は逆の状態と言える（本来注力すべき事業が手薄で、余った経営資源で実施すべき事業に注力している）。</p> <p>・よって、現在実施している都市型近郊農業振興支援事業、市民農園設置運営事業、仲畑農園維持運営事業は、市街化調整区域における営農や農地の適切な保全・管理を目的とした内容に限定して継続し、それ以外は廃止する必要がある。その上で、市街化調整区域における営農継続や農地の適切な保全・管理のために高い効果が期待できる新規事業を企画検討し、順次実施する必要がある。その際、現在未策定の地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）を策定し、地域農業の将来の在り方の合意形成と農地の集約化等の推進方策を明確化すること、新たな就農者の確保・育成のための支援策を検討することがポイントと考える。</p>			

事業 24 都市型近郊農業振興支援事業

視点別評価	貢献度	・本事業の具体的な支援対象の多くが市街化区域内の農家であり、本来重点的な対象とすべき市街化調整区域内の農家が少ないことから、 <u>効果の説明は困難である。</u>	
	コストパフォーマンス	・本事業を構成する3つの小事業の全てが、1農家当たりの補助額等が少額で費用対効果に大きな問題があることから、 <u>改善が必要である。</u>	
診断結果	<p>○<u>廃止・休止及び新規事業の検討</u></p> <p>・本来、優先的・重点的に振興すべき市街化調整区域の農地における農業及び農家が事業の具体的な対象として少なく、市街化を図る市街化区域の農地を所有する農家が支援対象者として多い状況から、本来の「農業の振興」である産業としての農業の振興に対して、本事業の効果は非常に低い状況と考える。また、事業の具体的な内容が少額の補助金等による支援で、コストパフォーマンスも悪い。</p>		

	<p>・よって、本事業は廃止のうえ、市街化調整区域における農業の振興や農地の保全に目的を特化した新しい事業を検討・実施する必要がある。</p>
改善目標年次	<p>・令和8年度末で本事業は廃止すること。別途、令和8年度の次年度当初予算編成時期までに市街化調整区域における農業振興に特化した新規事業を企画し、令和9年度から実施できるように取り組むこと。</p>
	<p>・本事業は、Ⅰ直売所出荷支援事業、Ⅱ水稻種子更新事業、Ⅲ景観形成作物の作付推進事業の3つの小事業で構成されている。ⅠとⅡは対象農家に対する経費や購入費の一部に対する補助金交付、Ⅲは希望農家への景観形成植物（レンゲ）の種子配布である。</p> <p>・Ⅰは、農産物直売所「ゆめ畑」へ出荷する市内農家に対して、出荷手数料（販売額の17%相当額）の17分の3（販売額の3%相当額）を助成する内容で、令和6年度は対象農家30名、補助額469,940円、1名当たり補助額15,664円（1農家当たり販売額522,155円）と少額である。また、対象者のうち、市街化調整区域の農地・農家は少なく、市街化区域内の農地・農家が多い。補助額が少額でありその有無が農産物直売所「ゆめ畑」への出荷促進に影響が無いこと、少額補助金の執行に係る職員業務量も含めたフルコストと比較して効果が低いことから、廃止が望ましい。</p> <p>・Ⅱは、優良銘柄米への種子更新率を高め、商品価値の高い米作りを推進することを目的に、水稻種子購入費の30%相当額を助成する内容で、令和6年度は65農家の購入額485,905円（898kg）に対し145,760円補助で、1農家当たり2,242円と少額である。市街化調整区域外の農地で稲作を行っている農家数は37なのでこの全てが本補助を受けている場合でも、28農家は市街化区域内の農地で稲作を行っている農家である。優良銘柄米への種子更新率を高める取組は、一般的に産地のブランド化を目指しているが、大野城市の稲作や水田の実態から産地のブランド化は手遅れの状況にある。よって、1農家当たりの補助額が少額でその執行に係る職員業務量も含めたフルコストと比較した商品価値の高い米作り推進に対する効果は低いこと、市街化を図る市街化区域の農地で稲作を行っている多くの農家も対象となっていることから、抜本的な見直しが必要である。少なくとも市街化調整区域の農地で稲作を行っている農家のみを対象とすること、本事業による優良銘柄米への種子更新率を上昇させた効果や、その結果として商品価値が向上した効果を分析し、本事業の有効性を定量的に明らかにすることが必要である。その上で、より市街化調整区域で実施している農業振興に高い効果を発揮できる事業内容とする必要がある。</p> <p>・Ⅲは、水田の景観と地力の増進を目的として、景観形成植物（レンゲ）の種子を希望農家に配布する内容で、令和6年度は22農家に153kg（購入額218,790円）を配布し、約604aの水田で効果を発揮している。しかし、1農家当たり9,945円と少額の補助であること、休耕期である冬期間の水田の景観形成は行政課題として優先度は低いこと、稲作農家にとって水田の地力増進は農業経営上、当然に取り組むべきものであり、本来は自らの負担で実施すれば十分であることなどから、費用対効果は低い状態と考える。少なくとも、市街化調整区域の水田のみを対象に変更する必要がある。</p> <p>・以上のとおり、現在実施している3つの小事業は、優先的・重点的に振興すべき市街化調整区域の農地における農業及び農家に対する支援よりも、市街化を図る市街化区域の農地を所有する農家に対する支援の方が多量な状況にあり、本来の産業としての農業の振興に対して、本事業全体の効果は非常に低い状況と考える。</p> <p>・よって、今後も適切に保全・管理しなければならない市街化調整区域の農地における農業振興に特化した内容に抜本的に見直す必要がある。このため、現在の事業は廃止し、市街化調整区域の農地における農業振興に特化した新規事業を立案・実施する必要がある。具体的には、市街化調整区域の農地を対象に、農地を次世代に引き継いでいくための地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）を策定し、地域農業の将来の在り方の合意形成と農地の集約化等の推進方策を明確化すること、新たな農業者の育成のため支援策を検討すること、これらを推進するための新たな事業を企画・実施することが考えられる。</p> <p>・上記の新規事業の実施までの期間、経過措置として現在の事業を継続する場合は、支援対象は全て、市街化調整区域の農地における農家のみに限定することが条件と考える。</p>

事業 25 市民農園設置運営事業

視点別評価	貢献度	・市街化調整区域の農地は保全の必要性が高く、市街化区域内の農地は保全の必要性が低いことから、 <u>市街化調整区域の市民農園のみ直接効果を上</u> げている。	
	コストパフォーマンス	・管理運営のための職員人件費や委託料を含めたフルコストに占める利用料の割合が 25%以下に留まっており、 <u>改善が必要である。</u>	
診断結果	<p>○貢献度とコストパフォーマンスの両面から、<u>事業見直し</u></p> <p>・宅地化による市街化を促進する市街化区域内の農地は、農地保全の優先度は低く、市街化調整区域の農地は、農地としての保全・管理の必要性・優先度は高いことから、市街化調整区域の農地の保全・管理を最優先とする内容に変更する必要がある。</p> <p>・なお、特に農地としての保全・管理の必要性が低い市街化区域内の市民農園を中心に、低すぎる利用料を値上げする必要がある。</p>		
改善目標年次	<p>・令和7年度中に事業内容を見直すとともに新たな事業内容の周知を行い、令和8年度から見直した内容で事業を実施できるように取り組むこと。</p> <p>・なお、同時並行で、新たな農業者の育成を目的とした市民農園を活用した事業を調査・検討・企画し、令和9年度から実施できるように取り組むこと。</p>		
<p>・今後も農地の保全・管理の必要性・重要度の高い市街化調整区域の農地を活用した市民農園は、直接の効果が認められる。一方、宅地化による市街化を促進する市街化区域の農地を活用した市民農園は、農地の保全・管理の必要性は低く、少なくとも利用料以上の公費を投入して実施する必要性は認められない。</p> <p>・また、1区画当たりのフルコストが令和6年度11,824円に対して利用料は3,000円、うち農地所有者に支払う1,500円を除くと市の歳入は12.6%と低い割合に留まる。なお、令和7年度からは管理運営業務を委託化することにより、会計年度任用職員が担っていた令和6年度よりもフルコストが上昇する予定である。農地の保全・管理の必要性が低い市街化区域内の市民農園に対して多額の市財源が投じられることは、取組全体として必要性・優先度の高い市街化調整区域の農地の保全・管理のための事業が不十分となっている状況を生み出す要因の一つとなっている。</p> <p>・今後は、公共施設の使用料・手数料にかかる受益者負担の算定基準を参考に、利用料を見直す必要がある。例えば、市街化区域内の市民農園は、利用者の希望による利用であり、かつ、近郊で民間等による貸出農園があることから、フルコストに対する受益者負担割合は100～75%とすることが考えられる。また、市街化調整区域の市民農園は利用者の希望による利用ではあるが、農地の保全・管理の必要性・重要性が高い公益的役割を担っていることから、フルコストに対する受益者負担の割合は50～25%とすることが考えられる。その結果、空き区画が増加する場合は、市民農園に対する市民のニーズがその水準であることを示すものであり、市街化調整区域の市民農園のみ利用料の値下げ等の対策を講ずれば十分である。</p> <p>・なお、取組に対する貢献度を大きく高めるためには、市民農園を活用した新規就農者の育成事業を企画・実施することも有益と考える。具体的には、新規就農希望者を対象に、より広い区画の貸出、市民農園としての水田の貸出、市内農家等の協力のもと栽培育成研修などを展開することが考えられる。</p>			

事業 26 仲畑農園維持運営事業

視点別評価	貢献度	・福岡空港の騒音区域で国が買い上げた土地（宅地）を活用して学校給食用食材の生産等を行っている事業であり、農業振興や農地の保全・管理に対する効果の説明は困難である。	
	コストパフォーマンス	・農園緑地管理委託料等、低廉な事業費で実施されているように見えるが、学校給食用の食材生産以外に親子農業体験イベント開催といった上位施策への貢献度が不明な事業にもコストを要しており、改善が必要である。	
診断結果	<p>○貢献度とコストパフォーマンスの両面から、事業見直し</p> <p>・事業開始の経緯が、福岡空港の騒音区域で国が買い上げた土地（宅地）を有効活用するために、市が農園を設置し運営しているものであり、取組の本来の目的とは整合しない。また、大野城市内で生産した食材を学校給食に提供する必要性や、各学校で食育や農業体験が実施されている中で、本事業を実施する必要性・有効性が低い状況にある。「農業の振興」の目的・目標に基づき、取組全体で注力すべき対象・事業を再検討の上、本事業は抜本的に見直す必要がある。</p>		
改善目標年次	<p>・令和8年度中に取組全体の目的・目標に基づき、注力すべき対象事業を検討の上、本事業の位置づけ・役割を再検討し、仲畑農園の用地の取扱・活用の方針を再設定する。その結果に基づき見直した内容で令和9年度から実施できるように取り組むこと。</p>		
<p>・従来は宅地だった土地を、農地として市が管理運営しているものであり、そもそもの農業の振興の目的・目標に合致していない。本事業の目的は、地産地消及び食育が設定されているが、都市化が進み農業生産が縮小し続ける大野城市の農業を前提に、市内生産のみに限定した学校給食用食材を毎年6月の食育月間のみを提供する費用対効果を検証する必要がある。また、児童に対する食育は、学校教育の一環として充実して取り組まれており、各小学校が学校周辺で農園を借り上げた上で農業体験授業を実施していることから、本事業の一環として実施している親子農業体験イベントは目的が重複した事業といえる。</p> <p>・以上の状況から、もし本事業を継続する場合は、本農園を活用した学校給食の食材生産委託に限定し、親子農業体験イベントなどその他の事業内容は廃止とすることが望ましい。</p> <p>・また、市内生産のみに限定した学校給食用食材については、保存性の高い米であれば市内の複数の稲作農家の協力で提供可能と考えること、市内農業の衰退の歯止めをかける効果が期待できないのであれば、他に衰退に歯止めをかける事業を優先し、学校給食用食材は筑紫地区を優先した福岡都市圏の食材から調達すれば十分であることから、そもそも仲畑農園で農業生産を継続する必要性・優先度は低いものとする。このため、農園としての利用は廃止し、整備や管理の費用が少ない形態として広場、公園等の利用に変更することも選択肢と考える。</p>			

(8) 取組：商工業の振興

ライフステージ	全世代	方針	7 活気あふれるまちをつくる
取組	2 商工業の振興		
所管課担当名	産業振興課 産業振興担当		
取組への講評			
<p>・市内の中小事業者に対する支援は、活力ある経済に対して重要である。そのために、中小企業支援事業、商工業振興事業、プレミアム付商品券発行支援事業が実施されており、それぞれは対象となる事業者に対して売上増・経営安定化などの直接の効果を発揮している。</p> <p>・一方、日本全体の人口減少の加速や、本市における高齢化の進展、小売業における通信販売の拡大、産業のグローバル化の一層の進展、デジタル技術を活用した効果的・効率的な事業展開への対応など、市内中小事業者を取り巻く環境は大きく変化している。これに伴い、日本人材の不足と外国人雇用、経営者の高齢化と後継者不足による事業承継、デジタル技術に精通する人材不足など、経営上の問題・課題が多様化しているが、現在の事業は十分に対応できる内容ではない。</p> <p>・このため、本市の中小事業者が抱える大きな問題やその要因などの実態を調査分析し、それらの改善・解消に有効な事業を企画・立案し、既存事業の内容の見直し・追加や、新規事業の実施に取り組むことで、取組の有効性を大きく向上させる必要がある。</p>			

事業 27 中小企業支援事業

視点別評価	貢献度	・支援を希望する中小企業及び新規創業希望者に対して、中小企業向け融資制度や新しい取組の支援等を通じて、制度を利用する企業等に対しては <u>直接効果を上げているが、現在の支援内容では新しい経営上の問題・課題に対応できる内容ではない</u> ため、波及的な効果に留まる。	
	コストパフォーマンス	・大野城市商工会を活用して実施するなど効果的・効率的な推進に留意しており、 <u>特段問題は無い。</u>	
診断結果	<p>○<u>貢献度の面から、事業見直し</u></p> <p>・従来から継続して実施している融資に関連する支援制度や、市内事業者の先端設備等導入の支援、新規創業に対する支援などについて、支援を希望する中小企業や新規創業希望者に対して、直接効果を上げている。</p> <p>・しかし、社会経済環境の変化に伴い、市内中小企業が抱える経営上の問題は、働き手不足、外国人雇用、事業承継など多様化しており、それぞれの深刻化が予想されるが、これらの経営問題に対する有効な支援策が講じられていない。</p>		
改善目標年次	<p>・令和7年度中に市内中小事業者を対象に経営上の問題等を調査・分析し、必要性の高い支援策を検討の上、令和8年度から実施できるように取り組むこと。</p> <p>・市内の中小企業の事業や経営の安定化を目的に、融資制度等資金面の支援を実施することで、希望する中小企業に対して直接効果を上げている。また、中小企業の新しい取組を支援するために、先端設備等の導入促進を支援し、希望する中小企業に対して直接効果を上げている。さらに、新しい事業者の創出を目的に、新規創業希望者を支援し、令和6年度は19人の創業者を生み出している。この様に、従来からの資金面での問題の解決や、新規創業希望者に対する支援では、直接効果を上げている。</p> <p>・一方、日本全体の人口減少の本格化や、大野城市でも加速している高齢化を始め、市内の中小企業を取り巻く社会経済環境は大きく変化しており、従来支援している経営上の問題に加えて、働き手不足とその対応も含めた外国人雇用、経営者の高齢化に伴う事業承継、従業員の働き方改革やメンタルヘルス、デジタル技術等の活用など、新しい経営上の問題・課題が発生し</p>		

ている。しかし、現在の事業は、これら新しい経営上の問題・課題に対応できる内容ではないことから、中小企業・小規模企業者の支援には不十分である。

・よって、まずは市内中小企業・小規模事業者が抱える経営上の問題を調査・分析し、優先的に改善・解決すべき問題とそのため有効性の高い支援策を検討の上、本事業の内容に追加等の見直しを行う必要がある。なお、新しい重要な経営問題等に迅速に対応するために、市内事業者に対する実態調査結果を待たずに、国・福岡県などが実施した同種の調査結果や国等の白書・報告書を参考に、令和8年度から実施すべき内容を企画し、予算措置することも必要と考える。

事業 28 商工業振興支援事業

視点別評価	貢献度	・大野城市商工会に対し3種類の補助金を交付することにより、商工会の活動を通じて、取組の推進を図っているが、 <u>波及的な効果に留まる。</u>	
	コストパフォーマンス	・3種類の補助金の額の妥当性が不明であり、 <u>改善が必要である。</u>	
診断結果	○貢献度とコストパフォーマンスの両面から、 <u>事業見直し</u> ・大野城市商工会に対する3種類の補助金交付を通じて取組の推進を図っているが、補助金額の妥当性の検証や具体的な効果の明確化、費用対効果の検証を実施し、必要に応じて見直すことが望ましい。		
改善目標年次	・令和8年度途中までに補助金額の妥当性や、費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、令和9年度から必要な見直しを実施できるように取り組むこと。		
<p>・本事業は、大野城市商工会に対するⅠ商工業振興事業、Ⅱ特産品振興事業、Ⅲ商店街街路灯照明事業の3種類の補助金交付を通じて商工会の活動を支援し、取組の推進に効果を発揮するものである。</p> <p>・Ⅰ商工業振興事業は、商工会の経営指導員や経営支援員、記帳指導員の人件費や、家屋費等の運営費に対する毎年度22,500千円程度の補助であり、人件費については福岡県と大野城市が分担して補助金を交付している。大野城市が本年度実施する市内事業者の経営上の問題・課題等に関する実態調査結果に基づき、新たに実施・強化すべき支援策を検討の上、補助金交付の主な対象である商工会が実施する経営改善普及事業の中で経営指導員等が新たな支援策等を実施するように協議・調整する必要がある。また、主な補助対象である職員人件費に関し、配置職員数の妥当性を検証する必要がある。</p> <p>・Ⅱ特産品振興事業は、令和4年度以降、チラシ・広告印刷費、イベント出店費、販売促進費に支出される補助金であり、令和5年度601千円、令和6年度予算1,100千円、令和7年度予算1,100千円である。本補助金に基づく広告、イベント出店、販売促進によって、それぞれの対象となった特産品のイベント出店時等の直接の売上額や、それら特産品の対前年度の売上増加額など、具体的・定量的な効果を検証の上、今後の支援対象とするべき取組や補助額を決定する必要がある。</p> <p>・Ⅲ商店街街路灯照明事業は、令和6年度「錦町通り商店会」と「南ヶ丘商店会」に設置した街路灯の照明費への補助金計392千円を交付したが、「南ヶ丘商店会」の街路灯が老朽化により撤去されたことから、令和7年度は「錦町通り商店会」のみが対象である。現状は防犯上の効果はあるが商店街振興の効果はほぼ無いこと、白色LED化された防犯灯も照度が確保されたことから、商工業振興支援事業としては廃止し、防犯灯等他の防犯効果のための道路照明設置事業に統合することが望ましい。</p>			

事業 29 プレミアム付商品券発行支援事業

視点別評価	貢献度	・大野城市商工会が実施するプレミアム付商品券発行事業への補助を通じ、市内中小企業の売上増加に繋がっており、 <u>直接効果</u> を上げている。	
	コストパフォーマンス	・特に紙の商品券は、加盟店の換金の手間、商工会の費用負担や業務負担が大きいことから、 <u>改善</u> が必要である。	
診断結果	<p>○貢献度とコストパフォーマンスの両面から、<u>事業見直し</u></p> <p>・市内中小企業の売上増加を目的としながら、全体金額の3分の1を大型店で使える商品券として発行しているので、事業の効果を高めるためにはより少ない割合の金額に制限することが望ましい。また、加盟店及び商工会の事務効率の向上により本事業の費用対効果を高めるために、紙商品券を廃止し、デジタル商品券のみとする必要がある。</p>		
改善目標年次	<p>・令和7年度中に事業の見直しを行い、令和8年度から実施できるように取り組むこと。</p>		
<p>・総務省簡易計算ツールによる経済波及効果が、令和5年度 183 百万円（利用額 360 百万円、プレミアム額 60 百万円発行）、令和6年度 152 百万円（利用額 360 百万円、プレミアム額 60 百万円発行）で、毎年度、1 億円を超える経済効果を生み出しており、市補助金額（令和5年度 32 百万円、令和6年度 34 百万円）を上回っている。</p> <p>・一方、全体金額の3分の1を大型店で使える商品券として発行しているため、経済効果の最大3分の1は全国チェーンなど大型店に帰属することになり、その結果、市内中小企業の効果が減少する。よって、大型店で使える金額を減らす検討を行うことが望ましい。</p> <p>・また、紙商品券について、加盟店と商工会事務局に発生する商品券の換金等の事務負担が大きな問題となっていることから、早急に紙商品券を廃止し、デジタル商品券のみの運用とする必要がある。その際、高齢者市民のデジタル商品券利用に対する支援策にも考慮することも必要である。</p>			

3 令和7年度施策マネジメント診断全体に関する指摘事項と令和8年度に向けた改善点

今年度の実施結果に基づく診断全体に関する指摘事項と、来年度に向けた改善点は、以下の通りである。

① 診断の目的や仕組みに対する理解、取組姿勢の視点

1) EBPМの考えに基づく診断に必要な情報の収集について

- ・昨年度、再構築した施策マネジメント診断では、「上位施策（後期基本計画の取組）への貢献度」を新たな診断の視点の一つとして診断を行った。この診断は、施策の対象の理想状態（施策の目的・目標）と現状とのギャップの把握を通じて、施策の対象が抱える問題を明確化し、かつ、当該問題の発生要因を分析・特定した上で、問題の発生要因の改善・解消に対する事務事業の有効性を分析・評価するものであり、EBPМ（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング：客観的な証拠・根拠に基づく政策立案）の一環としての取組である。
- ・このため、施策の対象が抱える問題及びその発生要因や事務事業の有効性の分析に必要な客観的な証拠・根拠となる様々な関連情報の収集と蓄積が必要であるが、ほとんどの所管課は情報が不足している状況だった昨年度と異なり、今年度は多くの所管課で必要な情報の収集・蓄積が進められており、分析やその結果に基づく診断がより充実した。
- ・今後も、関連情報の収集のためには時間・労力・コストの投入が必要であることを踏まえ、情報の収集・活用の費用対効果を考慮しながら、順次、必要性の高い情報から優先して日常的に収集・整備を継続することが望ましい。

2) 診断に係る2つの視点の理解について

- ・昨年度、再構築した施策マネジメント診断で導入した新たな診断の2つの視点「上位施策（後期基本計画の取組）への貢献度」と「コストパフォーマンス」は、昨年度の時点では、所管課職員に考え方が十分浸透していなかった。このため、今年度は事前の職員説明会は課長級職員に加え、実務の中心を担う係長級職員も対象として実施した。これにより、昨年度と同様に実施した一次診断に当たっての所管課に対するヘルプデスク（個別相談会）においても、係長級職員の理解促進に効果を上げ、昨年度と比較すると診断に必要な理解が進んだ職員が増えた。
- ・今後も、職員研修やヘルプデスク、二次診断ヒアリング等を通じて、より多くの職員の理解を促進する必要がある。なお、職員説明会については、係長級職員まで対象を拡大したことから、今年度までの施策マネジメント診断結果・講評から抜粋した事例に基づく説明やEBPМの定着を促進する演習の追加など、内容の充実に取り組むことが望ましい。

3) 限られた経営資源を前提とした事業再整理の推進について

- ・第五期公共サービスD O C K事業における施策マネジメント診断の課題を踏まえ、今期は、全庁的な事業再整理（事務事業の廃止やリニューアル）につながるように事務事業に対する診断を強化した。特に主要な行政経営資源として財源と職員労働力に制限がある中で、施策の目的・目標の進捗（施策対象が抱える問題の改善・解消）に効果的・効率的に取り組むた

めには、事業再整理は極めて重要であり、その起点となる所管課の管理職（課長）が正しく理解し、積極的に推進する必要がある。しかし、昨年度、一部管理職（課長）の中には、財源及び職員労働力に制限があり、逼迫していることや、施策を取り巻く社会経済環境の変化や大野城市内における問題等の変化を考慮することなく、抜本的な見直し等の必要性が高い事務事業であっても、軽微な見直しで継続しようとする姿勢が見受けられた。

- ・今年度は、所管課に対するヘルプデスク（個別相談会）の段階から、取組（施策）の推進に対する事業の貢献度に大きな問題が存在することを認識し、どの様に事業再整理に繋げていけば良いかを相談する複数の所管課があった。また、二次診断ヒアリングの際、施策マネジメント診断部会委員等からの事業の貢献度に関する意見に対して、所管課の課長、係長が理解を示す機会も多かった。この様に、今年度の所管課は、事務事業の現状に疑問を有し、積極的に事業再整理に取り組む意識が高かったと評価できる。
- ・今後も、管理職や次の管理職候補である係長職、将来の管理職候補である中堅職員まで、事業再整理の必要性と限られた経営資源の中で、市民等に対する公共サービスの向上への有効性の理解を徹底する必要がある。特に管理職に対しては、部下職員の繁忙緩和のための組織マネジメントのためにも事業再整理を推進する責務を負っていることを徹底する必要がある。

② 技術的な視点

1) 指標について

- ・今回の診断では、従来から設定・運用されてきた事務事業毎の活動指標・成果指標と、新たに設定した状態指標（施策の対象の問題状態を定量的に示す指標）を活用した。
- ・このうち、新たに設定して2年目となる状態指標は、指標の趣旨や活用方法の理解が昨年度よりも進んできたが、まだ不十分な状況であった。また、従来から使用されてきた事務事業の活動指標・成果指標は、庁内研修等の取組により設定の考え方への理解は深められ、見直しが進みつつあるが、成果指標の中には事務事業の活動による直接的な成果と言い難いものなど、まだ事業の成果を測るには不適切な指標が設定されている場合があった。
- ・今後は、適切な診断のためには、適切な指標と実績値に基づく分析が重要であることを前提に、職員研修やヘルプデスク、診断ヒアリングを通じ職員に対して各指標の趣旨や活用方法の理解促進に取り組みながら、適切な指標に見直していく必要がある。

以上